



令和7年2月28日

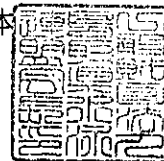
鳥取県知事 平井 伸治 様

一般財団法人鳥取県水泳連盟・

公益財団法人鳥取県体育協会共同企業体

代表者 一般財団法人鳥取県水泳連盟

会 長 宍戸 靖雄

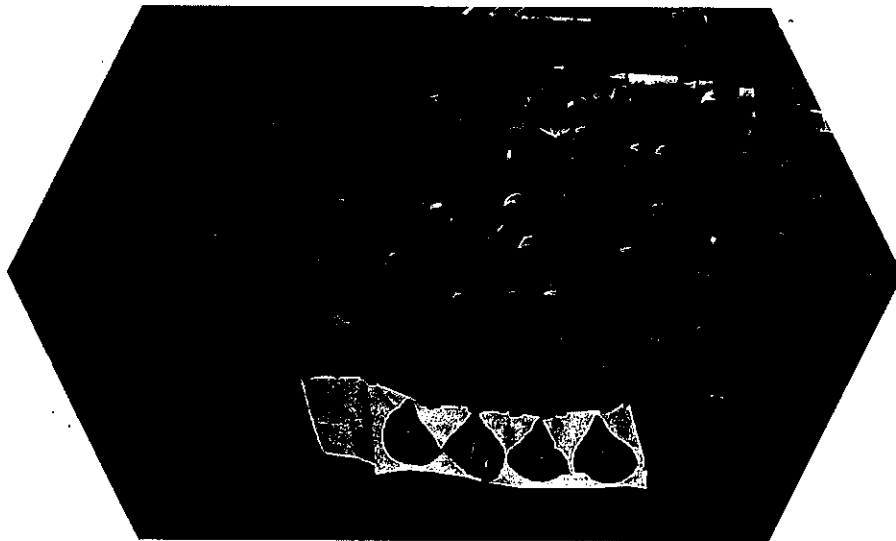


令和7年度事業計画書について（提出）

みだしの件について、鳥取県営東山水泳場の管理運営に関する協定書第19条の規定に基づき別紙のとおり提出します。

令和7年度

鳥取県営東山水泳場指定管理 事業計画書



一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会
共同企業体

代表者 一般財団法人鳥取県水泳連盟
会 長 宍戸 靖雄

目 次

1 管理運営の基本的な考え方	1
(1) 管理運営の基本方針	1
(2) 収入収支に係る帳簿、証憑書類について	8
2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	9
(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取り組み	9
(2) 夏休み期間中の利用時間の延長について	14
(3) 大会時の開錠及び準備・片付けについて	14
(4) 水泳用品の無料の貸し出しについて	14
(5) 県民の日に因んだ催しの開催	14
(6) 今後、5年間のサービス向上策について	15
(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針	19
3 施設管理	20
(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方	21
(2) 衛生管理について	24
(3) 外部委託の考え方	27
4 料金設定	29
(1) 開館時間の考え方と設定内容	29
(2) 休館日の考え方と設定内容	29
(3) 利用料金の考え方と設定内容	30
(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容	31
5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応	33
(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防火）対策	33
(2) 緊急時の体制・対応	33
(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法	42
6 個人情報保護等への対応	45
(1) コンプライアンス（法令の遵守）について	45
(2) 個人情報保護方針について	45
(3) マイナンバーへの対応	47
(4) 情報公開への対応	47

7 スポーツの普及振興.....	48
(1) スポーツの普及振興の考え方.....	48
(2) スポーツ普及振興に係る事業.....	50
(3) イベント事業の開催.....	52
8 障がい者にやさしい施設.....	53
(1) 障がい者が利用しやすい施設とするための取り組み.....	53
(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取り組み.....	54
9 組織及び職員の配置等.....	255
(1) 管理運営の組織.....	55
(2) 職員の職種等.....	57
(3) 日常の職員配置.....	57
(4) 人材育成.....	58
10 委託、工事請負の発注予定.....	60
(1) 委託事業発注業者.....	60
(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託注予定	60
11 その他の計画等.....	61
(1) 管理業務の移行計画.....	61
(2) 館内の禁煙・分煙について.....	61
(3) 社会貢献活動.....	61
(4) 地域との連携における施設利用.....	61
(5) 駐車場について.....	62
(6) 鳥取県営東山水泳場.....	62
12 令和7年度 収支計画書.....	65

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 管理運営の基本方針

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、社会的に自立していく力を養い、スポーツ活動やボランティア活動、地域社会との交流等様々な事に挑戦できる場とし、地域社会の基盤となり県民の健全な発達に寄与できるように管理運営してまいります。

県民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の取り組み、事業を行い、もって県民の健全な発達に寄与すること

事業計画書に基づき利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、施設設備の機能が十分発揮・維持されるよう適正な管理を行うとともに、管理運営経費の節減に努めます。

私たちは、委託業務の遂行にあたり、県民に広く利用する公の施設として、お客様にとって公平で快適な施設の使用及び環境づくりや水泳振興、県民の健康増進など水泳場の利用の促進を目指します。

また、水泳場の施設設備について、日常または定期的に必要な保守業務及び点検を行うとともに、最良の状態を維持するとともに以下の点を遵守し、利用者の安全確保に努めます。

ア 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら適切な管理運営を行うこととし、特定の団体等利用者に有利あるいは不利になる運営は行いません。

イ 事業計画書等に基づき、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また施設設備の機能が十分に発揮・維持されるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努めます。

ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに利用促進に努めます。

エ 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行います。

オ 県や東山公園を管理する米子市及び指定管理者と密接に連携を図りながら、管理運営を行います。

管理運営方針

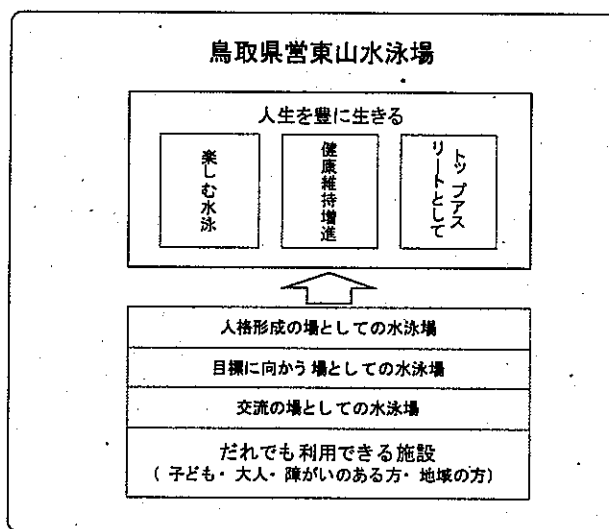
- ① 公の施設としての性格の理解
- ② 事業計画に基づいた運営と経費の節減
- ③ 利用者の満足度を高める管理運営
- ④ 環境に配慮した管理
- ⑤ 県、米子市など行政機関と密接な連携

① 公の施設「鳥取県営東山水泳場」(公平な利用の確保)

鳥取県営東山水泳場は、「公の施設として」だれでも利用できる施設として存在し、人々の交流の場であり、目標に向かう場であり、ひいては人格形成の場でありたいと考えています。

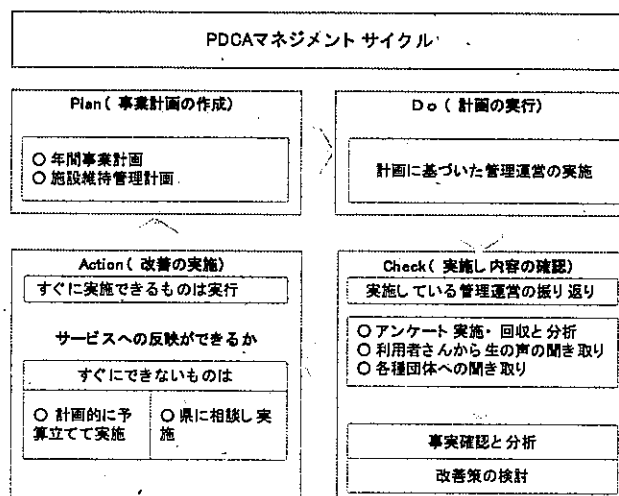
そして、利用される方々の「人生を豊に生きる」ことに寄与したいと考えます。そのためにも幼児から高齢者、障がいのある方々など思い思いの利用に対して応えて行かなければなりません。

また、トップアスリートの育成・養成の場としても関係法令を遵守し、許された範囲内で場所、サービスを提供できるよう施設の管理運営をしてまいります。県民の健康づくり、障がい者水泳の普及、アスリートの競技力向上などスポーツ振興に寄与し、だれもが水泳を楽しめるサービスの提供を企画することで、スポーツとしての水泳、また健康増進・維持としての水泳ができ、人として成長する場や交流の場としての水泳場となるよう努めてまいります。



② PDCA サイクルで検証します

日常業務実績の記録をもとに月別業務報告書を作成し、毎月県に報告します。利用者実績、収入状況、実施行事、実施工事等施設の状況を正確に報告します。なお、事故等が生じた場合は、すぐに県スポーツ課と県水連に連絡し、後に、報告書で確認します。



③ 受付・案内について

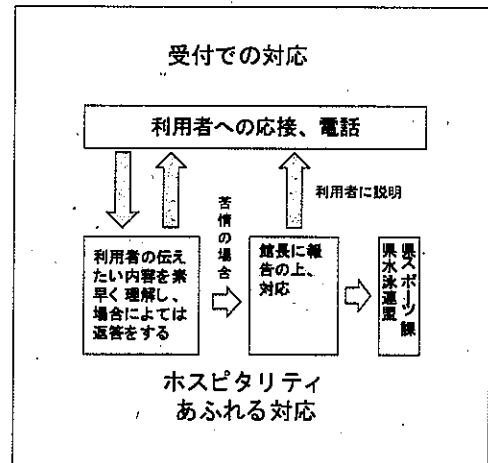
ア 接客はホスピタリティあふれる態度で対応

私たちは、「マルチスタッフ」の形態で誰でも、どこでもこなせる形で、水泳場を運営してまいります。スタッフは水泳場を利用される方とあらゆる場面で接触することが考えられます。

利用者との信頼関係を深め、明るく爽やかな水泳場とするため、いつでも利用者の方に寄り添ったサポートが行えるようホスピタリティあふれる態度で接します。より一層、接客研修などによりスタッフのホスピタリティの向上を目指します。

利用者への応接、電話での問い合わせ等について、迅速かつ適切に対応します。

また、施設の利用等について、利用者、住民から苦情のあった場合は、適切な対応を行い、その内容を随時、県スポーツ課、県水連に報告します。



イ 東山水泳場の表記を誰にでもわかりやすくユニバーサルデザイン化します

④ 年間を通じたスタッフのマルチジョブの主な内容

私たちは、経営効率を一層高めるために職員全員がすべての業務を行う「マルチジョブ方式」で管理、運営をします。1年間の主なマルチジョブの内容です。

施設名	マルチジョブの内容	正規職員	臨時職員
開場			
設備			
	ボイラーの点火	○	
	水質及び室温の測定（9時、13時、17時）	○	
	プール内の塩素濃度と pH の測定 （9時、13時、17時）（塩素補充）	○	
	水中トラップの設定	○	○
屋内清掃			
	玄関の清掃（掃除機、掃き掃除）	○	○
	トイレの清掃（便器清掃、トイレトーパー補充等）	○	○
	フロアと階段のモップ掛け	○	○
	更衣室の清掃（トイレ、シャワー室、排水溝）	○	○
	忘れ物調査	○	○
	除菌（玄関、下足ロッカー、更衣室ロッカー、ソファ、机観覧席、パイプ椅子）	○	○
	プールロボットのフィルター清掃（屋内外）	○	○
	利用者のための貸し出し用具の準備（時計、ビート板、ヘルパー、プルブイ）	○	○

	巡回（朝、監視員業務の後）	○	○
屋外清掃			
	監視員による巡回（プールサイド清掃、貸し出しゴーグル、ス イムキャップの整理整頓）	○	○
事務処理			
	鳥取県スポーツ課の依頼事項への対応	○	
	契約業者との打ち合わせ（塩素、ケイ素度の発注、設備のメン テナンス）ろ過機始めと終了時の（メンテナンス依頼）	○	
	修繕箇所の業者との打ち合わせ（50万円以上3社見積もり）	○	
	シフトの管理（正規職員、臨時職員）	○	
	受付業務（案内、入場チケットの発券、回数券販売、減免対応、 専用利用、教室入会等手続き、電話対応）	○	○
スイミング教室指導			
	スイミング教室準備（水深台セッティング）	○	○
	2.5m完泳を目指すクラス（幼児から小学生低学年）	○	○
	4泳法のタイムクラスを目指すクラス（小、中学生）	○	○
	マスターズクラス（成人対象）	○	
	育成コース（小学生、中学生）	○	
	選手コース（全国大会、国際大会及びオリンピック）	○	
	パーソナルレッスン（子供、成人、高齢者）	○	○
終了業務			
	ボイラーの停止	○	
	設備機器の停止	○	
	塩素及び珪藻土の補充	○	○
	更衣室及びトイレの清掃	○	○
	プールサイドの清掃及び水切り	○	○
	プールロボットの設定	○	○
	水中トラップの引き上げ	○	○
施錠		○	

⑤ 公平、平等な利用の確保の考え方

ア 公の施設であることを念頭に置いて、公平な利用を確保しながら適切な管理運営を行います。また、特定の団体等利用者に有利あるいは不利になるような運営はしません。

利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに利用促進に努めます。

公平、平等な利用を確保する主な対応
① 条例・規則に基づく公正な利用
② ホスピタリティあふれる態度での接客サービス
③ 運動が苦手な方でも参加しやすい取り組み
④ 幼児から高齢者、障がい者等、幅広いニーズへの対応
⑤ バリアフリーな施設づくり
⑥ わかりやすく伝わりやすい情報の提供

イ 私たちは、県と密接に連携を図りながら、管理運営を行います。プールの貸し出しについて、鳥取県社会体育施設条例に従い貸し出しを行います。

施 設	区 分	申込受付開始日
プール	専用利用の場合	利用 3 ヶ月前から
	一般利用の場合	利用日当日

(ア) 各種大会、行事が円滑に開催されるよう、区分に応じて使用受付を行います。

(イ) 県の使用にあたっては (ア) の受付期間前であっても受け付けを行います。

(ウ) 利用に係る事務は迅速に行います。

(エ) 東山水泳場の利用の許可に当たっては、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年鳥取県条例第 24 号。）に規定する行為の制限等の規定の遵守及び利用制限に該当する利用でないことを誓約していただくとともに、鳥取県警察本部への照会がなされる場合があることについて、利用書に明記するようにします。

(オ) 水泳場では、特に天候や気温など外的要因や利用者の数や使用方法、施設・設備の充実など内的要因によってその利用の快適性が左右されます。私たちは、そのような状況をいち早くキャッチし、長時間の利用にも快適に使用いただけるよう環境を整えていきます。

一般利用 の場合	・ 同一のコース利用になった場合、気持ちよく一緒に泳げるよう話し合って利用していただきます ・ 場内の雰囲気良くなるよう BGM を流すようにします
専用利用 の場合	・ 他の方が間違っ入らないよう、表示をきちんと行います ・ 大会の場合、選手が気持ちよく泳げるよう会場の環境を整えます

⑥ 収入確保と経費の節減

収入を増やし財政基盤を安定させて水泳場を管理運営していくためには、次の 3 つの項目について努力していかなければなりません。また、経費の節減については、できる限り出費を抑えることが必要です。

ア 入場者数による利用料収入を増やします

入場者数を増すためには、利用者にとって魅力ある水泳場でなければなりません。そのためにも「スタッフの丁寧な対応」「安全で清潔な施設」「利用者が必要とする運営」を行うことが大切です。私たちは、それらを遂行できるよう努力します。

職員の丁寧な対応	安心して使用いただけるよう、誰にでも分かりやすく丁寧な対応をします
----------	-----------------------------------

安全で清潔な施設	職員の日々のマルチジョブにより館内の清潔さ・安全を守ります
利用者が求める運営	多くの方のニーズを捉え、サービスの在り方など経営に反映していきます

イ 自主事業の会員を増やし、収入を増やします

自主事業であるスイミングスクールは、会員を増やすことが最も直接的に収入を増やすことにつながります。グラフが示しているように少しずつですが右肩上がりになっています。引き続き会員を増やすことに努めます。

それには、

- ① スイミングスクールのコーチの指導法の向上
- ② 月謝の適正化
- ③ 施設の清潔感と充実
- ④ 会員の泳力に適したクラスの設定

など色々な要素が利用者のニーズにマッチすることが必要です。

私たちは、お客様のニーズに即したサービスができるよう①～④の観点に関し、最善の努力をし会員の増員に努めます。

ウ 自動販売機等、販売サービスでの利用者利便性向上について

自動販売機の増設により来場者の利便性の向上を図ることが収益の向上につながります。

(ア) 利用者の利便性を考え自動販売機の台数を増やします。

自動販売機の設置については、設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告します。その他、必要事項は県の仕様書に従って行まいります。

場 所	令和5年度までの自販機設置台数	増設した後の自販機設置台数
ホール1	ジュース販売機 2台	ジュース販売機等 3台
玄 関	アイスクリーム販売機 1台	アイスクリーム販売機 1台
屋 外	ジュース販売機 1台	ジュース販売機等 2台

(イ) ホール1をフードコートとし、食べ物、お茶等を温めるための電子レンジを設置します。

(ウ) ホール1から50mプールにつながる軒下を利用者の利便性を考え、フードコートとします。

(エ) 更衣室にドライヤー、脱水機を置くよう努めます。

⑦ 環境に配慮した管理

ア 私たちは、今後の社会を見据え鳥取県が策定した、2030年の鳥取県の姿6項目を実現することに向けて取り組んでまいります。また、同時に鳥取県でも政策課題にあげている国際社会共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向け、特に私たちの活動に関連する下記のアイコンの目標達成に努めます。



関連する「SDGs（持続可能な開発目標）」

イ 持続可能な開発目標「SDGs」に向けた取り組み

省エネルギーに努め、廃棄物の発生を抑制、環境に配慮した管理をおこないます。

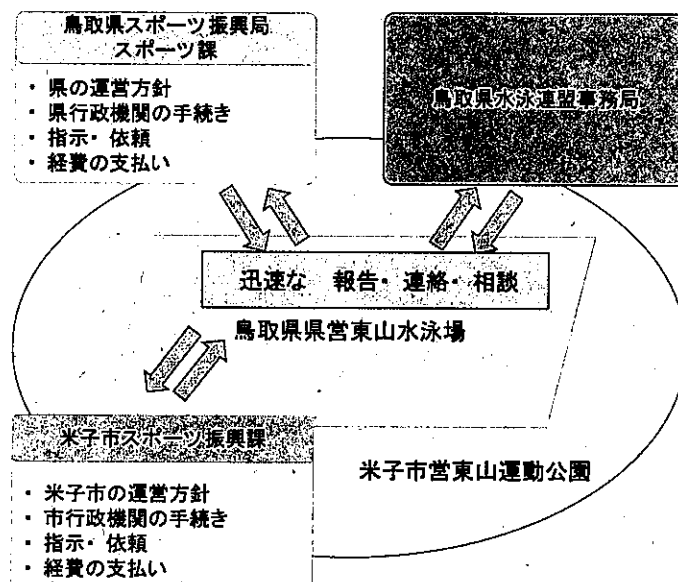
水泳場では特に、「水」「電気」「ガス」が最も大きな支出となり、これらの支出を抑えることが管理費を削減するうえで大きな要素となります。

対象物		具体的な行動	対応アイコン
水	プールの水量	・適宜必要量のみ給水する	
	シャワー	・無駄遣いしないよう表示による注意喚起	
	プール掃除	・EM菌使用により科学洗剤等の使用を最小限にする	
	トイレ用水など	・節水型便器に適宜交換する	
電気	室内照明用	・光源のLED化を進めるとともに必要最小限の使用とする	
	ろ過機動力用	・タイマー操作で水質が保てる最小限にする	
	室内空調用	・室温設定28℃を保つよう調整する	
	プール空調用	・室内温度計で32℃以下を保つよう細かく調整する	
ガス	プール加温用ボイラー	・水温を30℃を保つよう調整する	
廃棄物	一般廃棄物	・持ち帰りを原則とし表示で啓発する	
	ジュース缶、ペットボトル	・自動販売機で購入したものはその場で回収	

⑧ 県、米子市など行政機関密接な連携

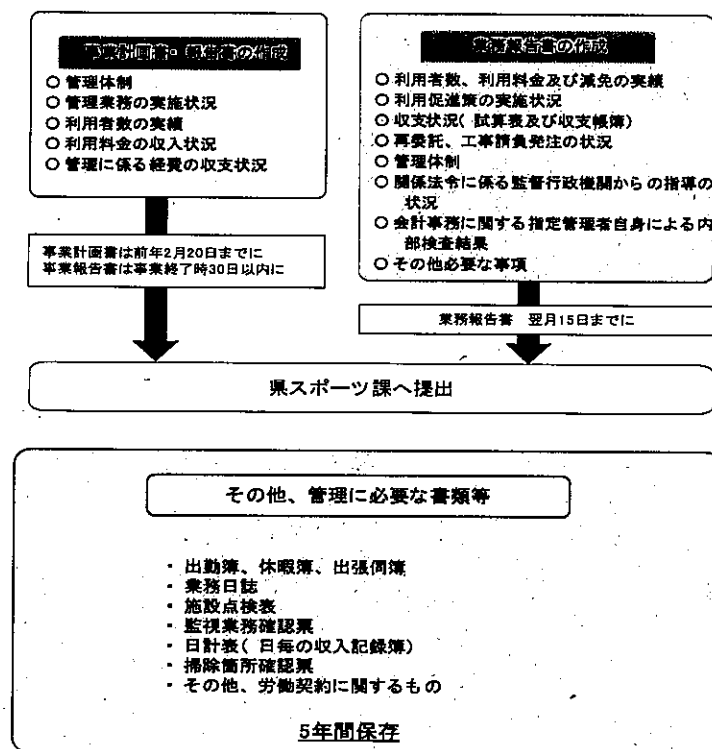
鳥取県営東山水泳場は、緑多い米子市東山運動公園の中にある唯一の県営施設であり、特異な存在といっても過言ではありません。それ故、水泳場の監督庁の「県スポーツ課」と運動公園の管理運営をしている「米子市（米子市スポーツ振興課）」との連絡調整はあらゆる場

面で必要となります。日ごろより県と米子市双方と県水連事務局との緊密な連携に心がけていきます。



(2) 収入収支に係る帳簿、証憑書類について

指定管理の委託事業を行う上で、県との密接な連絡調整は欠かせません。私たちは適宜「報告、連絡、調整」を密に行っていきます。収入支出に係る帳簿、証憑書類は整理し5年間保存をします。



2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

	大会名	対象者・内容
1	中国五県対抗水泳競技大会（5年に1度）	ジュニア層、中高生の競技力向上
2	中国高等学校水泳選手権大会（ 〃 ）	インターハイ出場県予選
3	中国中学校水泳選手権大会（ 〃 ）	中国五県の中の競技力向上
4	鳥取県障がい者水泳競技大会	障がい者の全国大会県予選会
5	鳥取県マスターズ大会	県マスターズ協会の県予選会 18歳以上
6	鳥取県高校総合体育大会（水泳競技の部）	中国大会県予選会
7	鳥取県中学校総合体育大会（水泳競技の部）	全国大会県予選会
8	中四国学生選手権大会（数年に1度）	中国地区大学生の大会
9	中国高等専門学校水泳競技大会（ 〃 ）	中国地区高専生の大会
10	各種一般財団法人鳥取県水泳連盟主催大会	ジュニア、小中学生、一般

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取り組み

活力あふれる鳥取県を目指し、鳥取県では誰もがスポーツを楽しみ、人と人とがつながり、健康で心豊かな生活を営むことができるよう「鳥取県スポーツ振興計画」が策定されました。

私たちは、鳥取県が策定した「鳥取県スポーツ振興計画」の4つの柱を中心として運営を行ってまいります。計画は、スポーツが持つ価値を次の4つの観点でまとめています。

① みんながスポーツを楽しむ！

●全ての県民がスポーツに参加できるようそのライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、スポーツに親しむ機会の拡充を図ります。

【取組内容】

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
2. 子どものスポーツ機会の充実
3. スポーツと健康づくり
4. 生涯スポーツの推進
5. 地域におけるスポーツクラブの活動推進
6. スポーツ未実施者への働きかけ

ア 県水泳連盟競技委員会と協力し、各種公認大会を開催します。

生涯スポーツの推進として、年2回のマスターズ大会開催に協力、

イ 水泳教室（自主事業）を実施し、会員の加入と泳力の向上に努めます

現在、下記のような曜日、時間帯で水泳教室を実施しています。教室の生徒の加入を促進します。会員は幼児から大人まで募集し、目標や泳力の違いによりクラス編成します。

また、水中運動など楽しむ教室も開催します。

コース	曜日	時間帯	コース	曜日	時間帯
本科生 コース 週1・2・4	月～金	午後4：20～5：20	成人コース 週1・2	火	午後2：00～3：00
		午後5：20～6：20		金	
	土	午後2：00～3：00	育成コース 週4	月～金	午後5：20～6：20
		午後3：00～4：00	選手コース 週6	月～金	午後6：20～7：40
		午後4：00～5：00		土・日	午後5：00～7：00

ウ スポーツと健康について医師を招いた研修会の開催と講演内容の広報をします

地域のスポーツに精通した医師を招いて、スポーツと健康について一般の方、水泳教室会員等対象とした研修会を開催します。また、水泳と健康について広報を行います。「スポーツと健康研修会」の内容を要約したパンフレット等により広報します。

エ 指導者派遣事業を行います

西部地区の小学校の体育の授業に職員を特別非常勤講師として派遣し、水泳指導を行っています。今後も、この講師派遣事業を続けます。広く各学校にご案内いたします。

オ 保育園の事業や行事を誘致します

現在、米子市内の保育園が教育プログラムとして水泳を取り入れ、年間を通じて東山水泳場の利用をしていただいています。授業参観と保育園の参加日を水泳場で行っています。他の園にも紹介し、利用促進を図ります。

② あらゆる バリア を取り払おう！

●障がいや性別、年齢、国籍など、スポーツを楽しむ上であらゆる障害（バリア）を取り払い、誰もが豊かで健康な生活を楽しむことができる環境づくりを推進します。

【取組内容】

- 1.障がい者スポーツの普及・振興
- 2.女性の活躍
- 3.高齢者の活躍
- 4.外国人への対応

ア 障がい者の水泳大会の誘致開催します

鳥取県障がい者協会と連携し、障がい者の水泳大会を誘致いたします。

イ 障がい者スポーツ指導員を年次計画的に1名ずつ資格取得を行います

現在、障がい者スポーツ指導員が1名在籍しますが、障がい者の方への対応がスムーズに進むよう、1年に1名ずつ養成します。

ウ 私たちの自主事業である平日日中の時間帯の水泳教室で成人女性の会員を増やし、自己目標を達成できるよう支援していきます。また、マスターズ大会出場を一つの目標とし出場を促してまいります。

エ 70歳以上の減免制度（無料）の広報と入場資格証を発行します

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領	減免率
5 70歳以上の者が利用するとき。	
ア 70歳以上の者が一般利用するとき。	10/10
イ 70歳以上の者が社会参加を目的として、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア)利用者のうち1/2以上が70歳以上の者の場合	10/10
(イ)利用者のうち1/2未満が70歳以上の者の場合	1/2

オ ウォーキング教室、水中ダンスなど誰でも楽しめる教室を開催します

令和元年10月より、水泳場入場者の希望者に対し20分程度の時間を使って週1回、指導料無料の「水中ウォーキング教室」を始めました。大変好評でたくさんの方に参加していただいています。

③ 輝くスポーツ人材を育てよう！

●オリンピック・パラリンピック、デフリンピックなど国際競技大会や、2033年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取開催を見据え全国大会で活躍できる本県のトップアスリートの育成支援を図り、スポーツの力で県民に元気と誇りを与えます。

【取組内容】

- 1.アスリートの発掘・育成
- 2.指導者の育成
- 3.競技力向上のためのスポーツ環境の整備
- 4.クリーンでフェアなスポーツの推進

ア オリンピアンによる水泳教室

県水連は2020東京オリンピック出場者を2名輩出しました。彼らの貴重な体験を鳥取県民に伝えるべく彼らを招へいするなど特別水泳教室オリンピック招へい事業を行います。

す。

また、(公財)日本水泳連盟が後援するニチレイチャレンジ特別泳力検定会には日本有数の選手をゲストとして呼ぶことができます。このような機会を生かし水泳に対する関心を高めたいと考えます。

イ 各大学、スイミングスクール等の合宿を誘致します

県内外からの宿泊を伴う合宿は地域の活性化にもつながります。東山水泳場は、使用料も安く宿泊施設も近隣にとることができ、これまでも県内外からの合宿の問い合わせがたくさんありました。表はこれまでの合宿したチームを表したものです。これからも各チームに合宿地として選択していただけるよう心掛けてまいります。

ウ 県の強化合宿に協力します

県水連の強化の1つである「鳥取県選手団の合宿」に協力します。夏のシーズン真っ只中で行われる県水連の合宿は、シーズン後半に開催される全国大会に出場する選手がメインとなります。選手のコンディション作りに協力してまいります。

・ 県選手団合宿(8月上旬～中旬)

- | | | |
|--|---|------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 中国中学校水泳競技選手権大会○ 全国中学校水泳競技選手権大会○ 全国高等学校総合体育大会(水泳競技の部)○ 夏季JOCジュニアオリンピックカップ○ 国民体育大会 | } | の出場者 |
|--|---|------|

エ 中学校と連携し部活動の飛込(スタート)指導教室を開催します

現在も近隣の中学校、高等学校に部活動の場として水泳場を利用していただいています。引き続き一般利用者とのコース利用の調整を図りながら中高生の泳力の向上に寄与してまいります。

特に、近年では学校での飛込が安全性を鑑み指導しにくい状況となっています。東山水泳場のプールの状況を熟知し、指導においても熟練したコーチ陣が飛込台からのスタート練習の指導を行います。

・ 部活動でのコース専用利用

・ 飛込(スタート)指導教室、泳法指導の開催

・ 中学生のボランティア活動(会場準備・片付け等)

④ スポーツを活かし地域を元気に！

●本県の豊かな自然資源や優れた施設などを活用し、スポーツを通じて、様々な人々との交流を促進し、地域の活性化を図ります。

【取組内容】

- 1.スポーツと地域の振興
- 2.キャンプ・大規模大会の誘致
- 3.スポーツを通じた国内・国際交流の推進

ア 中海オープンウォータースイム（中海 OWS）の開催に協力します

NPO法人中海再生プロジェクトが行う「中海オープンウォータースイム」を県水連は後援しており大会運営、大会参加等に協力をしていきます。

2007 年「泳げる中海」を目指すとともに、「中海の豊かな自然環境を街の活性化に活かし、さらに市民の憩いの場として中海との共生を日指し、そして市民にとって中海が郷土の象徴として誇れる存在となり、活力ある地域形成に寄与すること」を目的として特定非営利活動法人中海再生プロジェクトが設立されました。

私たちは、この NPO 法人が主催する「中海オープンウォータースイム（中海 OWS）」に協力して行きます。

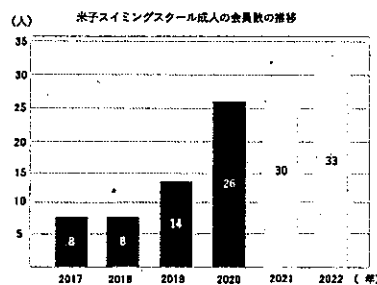
イ 鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下、西部消防）の潜水訓練に協力します

西部消防は 1 年間を通じ個人、団体で水難救助のための潜水訓練を 25m プール、50m プール、飛込プールで行っています。私たちは、その訓練に入場は減免措置によって無料とし、また、一般利用者との調整を図りながら、水泳場を提供することで協力しています。

ウ 自主事業として成人の教室の会員増を図ります

私たちの自主事業である水泳教室の成人の会員を増やし、自己目標を達成できるよう支援していきます。

・初心者からの指導
・タイムアップ・スキルアップ
・飛込スタート練習



(2) 夏休み期間中の利用時間の延長について

利用者の方の利便性を高めるため、こどもたちや仕事帰りの社会人の方々が使いやすいよう7月20日から8月31日の間50m屋外プールは時間を延長します。

	通常利用時間	利用時間の延長
50m屋外プール	10:00～17:00 (6/15～9/15)	10:00～18:00 (7/20～8/31)

(3) 大会時の開錠及び準備・片付けについて

大会がスムーズに開催できるよう規定の時間より早く開錠いたします。

ア 大会時の開門時間について、大会主催者との話し合いにより、7時30分からの開場を行います。

イ 大会時の機器の設定準備、または、後片付けは、スタッフが主催者と共に中心になって行います。

	通常利用時間	利用時間の延長
大会時開場時間	10:00～17:00	7:30～

(4) 水泳用品の無料の貸し出しについて

無料で水泳用品の貸し出しを行います。水泳場利用者の「借りたいもの」はアンケートや聞き取りなどから次の表のようになります。

貸し出しできるもの
・ゴーグル ・スイムキャップ・アームヘルパー・ヘルパー ・ビート版

(5) 県民の日に因んだ催しの開催

毎年、9月12日は鳥取県民の日です。鳥取県民条例により「県は、とっとり県民の日を中心として、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事を行うものとする」としています。私たちは、鳥取県民の日に因んだ催しを行います。この日は、無料開放日となります。

県民の日に開催するものとして、次のようなものが考えられます。

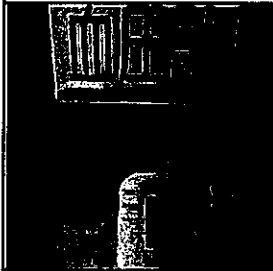
ア 大人もこどもも楽しめる、水中遊具で自由に遊ぶ催し「水で遊ぶ祭り」
イ 50m長水プールでの誰でも参加できる記録会「あなたもチャレンジ・スイム」
ウ フィンスイミングの体験教室「イルカのように泳ごう！フィンスイミング！！」

(6) 今後、5年間のサービス向上策について

私たちは、さらに新たなものを加え新しく「40のサービス向上策」として取り組んでいきます。

1 利用者とのコミュニケーション重視 ●積極的なコミュニケーション ●要望・クレームの迅速対応 ●利用者のニーズへの対応 継続	2 快適な空間の提供 ●ホール1にフードコートを設置 ●電子レンジ設置 ●きめ細かな清掃 ●日常的施設・設備の点検補修の徹底 継続
3 最適な水温管理の徹底 ●定時の水温測定 ●プール入水で快適性を確認 継続	4 最適な水質の管理 ●利用者目線でゴミ拾い ●日常の管理の徹底 ●25m先まで見える透明度の維持 継続
5 快適で衛生的な更衣室 ●定期的な水の除去 ●足拭きマットの設置 ●シャワー室用タオル置き場の設置 ●更衣室の衛生管理の徹底 継続	6 快適で衛生的なトイレ ●日常の清掃の徹底・きめ細かな点検、補修 ●快適で衛生的なトイレ 継続
7 人に優しいユニバーサルデザイン ●大きな表示の案内板 ●ユニバーサルデザインの導入 新規	8 車いすの適切な使用 ●車椅子の定期的安全点検 ●車椅子設置場所を分かりやすい玄関に 継続

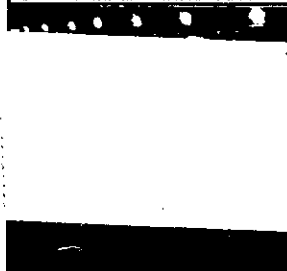
9 血圧計・体重計の設置



- 利用者健康管理用血圧計
- 体重計を設置

継続

10 トップアスリートの招へい



- オリンピック招へいの模範泳法、水泳教室、サイン会の開催
- 講演会やセミナーの実施

拡充

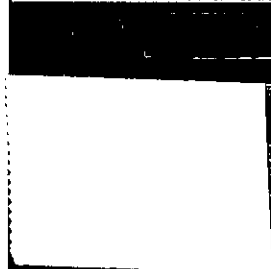
11 医師による水泳と健康に関する講演



- 水泳と健康について医師による講演会を開催
- 講演内容を利用者に配布

新規

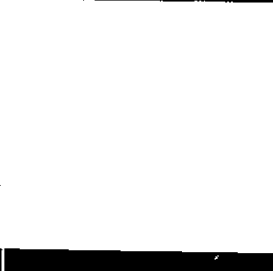
12 一目でわかるスタッフ紹介



- スタッフの写真と名前を提示
- 職員全員の名札着用
- スタッフユニフォームもわかりやすい黄色で統一

継続

13 管理運営に精通した人材の配置



- 館長は当連盟常務理事
- 副館長は水泳コーチ歴25年以上
- スタッフはプール管理者に必要資格取得

継続

14 利用者に対する心のバリアフリー

あいさつを交わす
利用者との心のふれあい生まれる
利用者に安心感を与える
利用者の本音が聞ける
サービスに反映できる
きめ細かな安全対策を講じれる
心のバリアフリー

- 挨拶第一の応接挨拶
- 利用者の本音を聞くことによるサービス
- よりきめ細かな安全対策

拡充

15 不審者対応のための「こどもかけこみ110番」への登録



- 児童の安全な登下校や安全な放課後の時間を保障する「こどもかけこみ110番」に申請・登録済み

継続

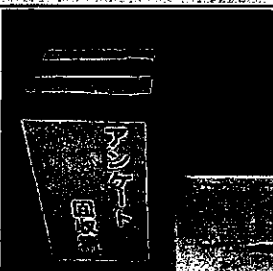
16 駐車禁止のためのレッドコーンの設置



- 挨拶第一の応接挨拶
- 利用者の本音を聞くことによるサービス
- よりきめ細かな安全対策

継続

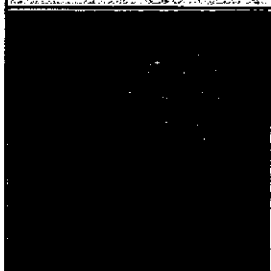
17 アンケート・意見箱の設置



- 意見箱の設置
- 施設全体の評価用感謝の箱
- よかった所をもっと伸ばしていく施設作り

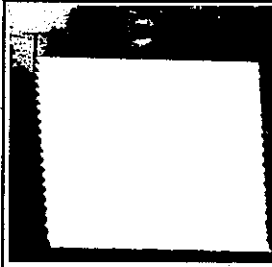
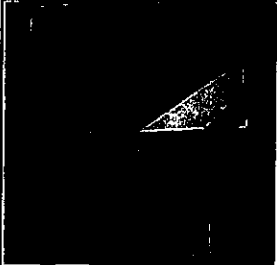
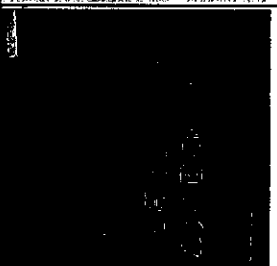
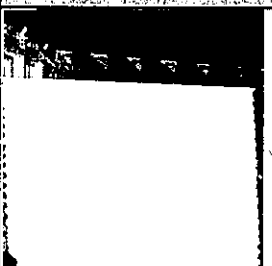
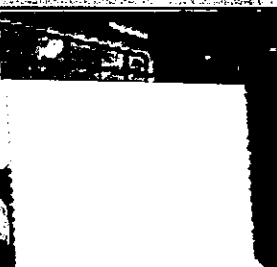
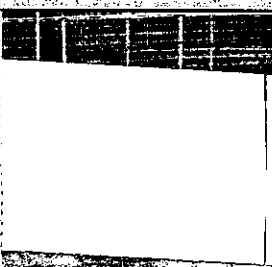
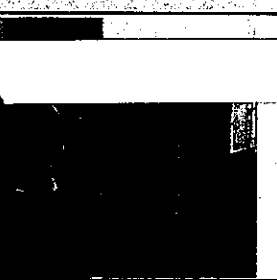
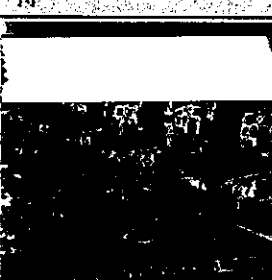
継続

18 外国語での案内版

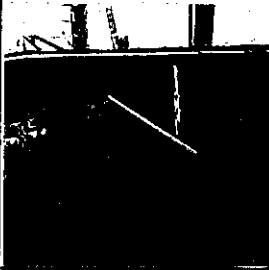


- 挨拶第一の応接挨拶
- 利用者の本音を聞くことによるサービス
- よりきめ細かな安全対策

拡充

19 植栽の手入れ  ●植栽等の日常手入れ ●年に3回以上施設全体の草刈の実施 継 続	20 敷地内の清掃  ●午前・午後と1日2回の施設巡回 ●目の届きにくい場所の清掃 ●不快感を与えな快適できれいな環境づくり 継 続
21 泳法分析の個別化  ●水中カメラによる「泳法分析会」の開催 ●的確なアドバイス 拡 充	22 こどもたちの活躍の応援  ●新聞記事等を館内に掲示して、子ども達の活躍応援 継 続
23 管理者を明確にするための看板の設置  ●本水泳場指定管理者の明示 継 続	24 県民の健康増進の手助け  ●健康・体力づくり活動の拠点として学校行事や、各公民館の子ども会活動の行事に当施設を提供 新 規
25 県内小中学校との連携(職場体験など学校行事の提案)  ●健康・体力づくり活動の拠点として学校行事や、各公民館の子ども会活動の行事に当施設を提供 継 続	26 県内小中学校へコーチ派遣事業  ●小学校の課外活動中学校の部活動など様々な知識を提供 継 続
27 大会開催準備の手助け  ●大会プログラム作りなど事前準備に協力 継 続	28 大会にふさわしいコンディショニングの維持  ●機器等準備において満足して頂け好記録の出る大会にできるよう最高のコンディショニング作り 継 続

29 大会使用機器等の整備



●大会使用機器の不備・異変を速やかにキャッチ、早めの対応で管理

継 続

30 水泳教室の充実



●日本水泳連盟の指導有資格者による安心安全な楽しい水泳教室の展開

拡 充

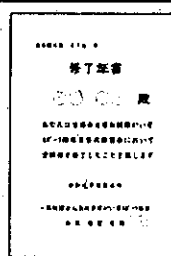
31 障がい者水泳大会の誘致



●鳥取県障がい者協会と連携し、障がい者の水泳大会を誘致

新 規

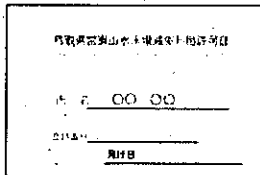
32 障がい者スポーツ指導員の資格取得



●障がい者スポーツ指導員への対応がスムーズに進むよう、1年に1名ずつ養成

拡 充

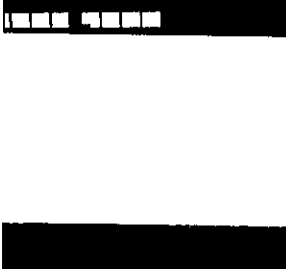
33 70歳以上(減免)の加入促進



●70歳以上の減免制度(無料)の広報と入場資格証を発行

継 続

34 来場者対象無料のウォーキング教室の開催



●ウォーキング教室、水中ダンスなど誰でも楽しめる教室を開催

継 続

35 西部広域消防潜水訓練への協力



●西部広域消防の潜水訓練に協力

拡 充

36 障がい者支援施設との連携



●障がい者支援施設にパンの即売会など売り上げに協力

拡 充

37 利用者さんによる生花教室



●館内の環境を整えるため、利用者さんによる四季の花を生かした生花の展示

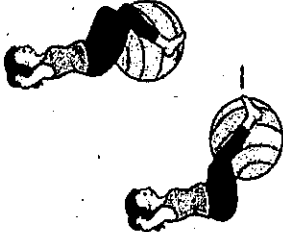
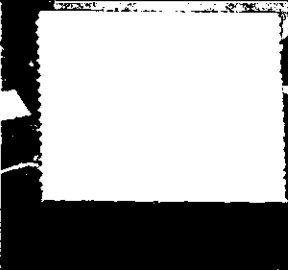
新 規

38 地域の方による作品展示



●2階観覧室のスペースを生かし、地域の方々の作品を展示

新 規

39 フィットネス教室開催  ●2階観覧室のスペースを利用し、プロジェクターによるフィットネス教室（無料）を開催 新規	40 こども水祭りの開催  ●県民の日にちなんだ行事として水に親しむべく「こども水祭り」を開催 新規
---	---

(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針

私たちは、利用者の声に耳を傾けます。管理者の目線で管理運営について考えるのではなく、利用者の目線に立って物事を考える態度が必要です。次期指定管理に臨むにあたり、ひとりでも多くのお客さまの生の声を収集し、お客さまのニーズに合わせた管理運営を行い、お客さま満足度の向上を目指します。

① 要望等の把握の方法について

受付での窓口対応の中での聞き取りや定期アンケートのほか、常設の意見箱（みなさんの声）、ホームページ等によりお客さまの要望を把握し、意見を反映させ、常に改善をつづける管理運営を行います。

ア	アンケート調査を行い、利用者の要望、満足度の確認を行います
イ	常日頃より、直接利用者の方のご意見を伺います
ウ	意見箱を設け、いつでも利用者の要望がわかるようにします
エ	ホームページで意見集約を行います

② 要望への対応について

お客さまから寄せられた要望を分析し、すぐに対応できる要望と県や県水連事務局との協議が必要な要望に分けたうえで対応します。私たちは、利用者の要望や利用目的等をアンケートや聞き取り等で把握し、利用者へ提供したいと考えます。

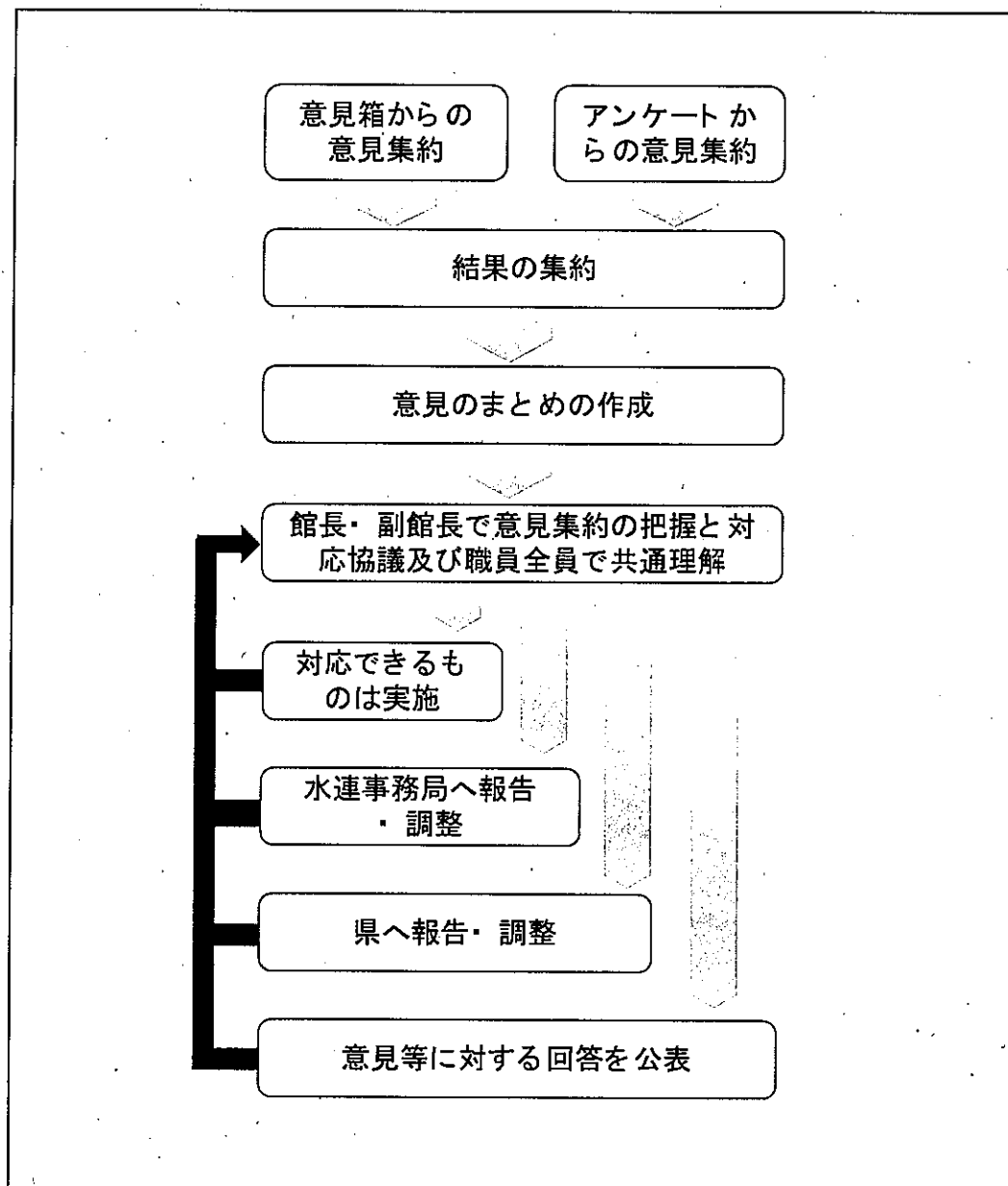
ア 利用者の数値からの把握

次の表は、平成27年度から令和2年度までの入場者数を表しています。令和2年度は新型コロナウイルスのため一般利用者も閉館で減り、各種水泳競技大会も相次いで中止により激減しました。しかし、利用者全体としては緊急事態宣言等が解除され8月には運動不足を解消するべく急激な来場者が見られます。その後は、シーズンオフに向けて平常に戻った感があります。

特に、最近では70歳以上の減免者の登録が多くなっています。健康維持、増進の目的が多いように感じます。利用者さんのニーズを把握しながら運営をしてまいります。

③ 要望・意見・アンケートの集約の流れ

要望・意見・アンケートの集約の流れは次のようになります。



④ 要望、アンケート結果の公表について

利用者の要望やアンケート結果は、前述の流れで処理し、公表します。

要望	要望はその都度回収し、各月ごとにその対応の結果についてホームページ、管内掲示でお知らせします
アンケート結果	アンケート集計後、ホームページ、館内掲示等でお知らせします

3 施設管理

快適で安全な施設利用をしていただくためには、職員による日常点検はもとより、専門性の高い設備については、資格を有する専門業者による定期点検を実施し、機能などのチェックをおこなうようにします。施設の長期安定のための維持管理には、細やかな日常点検・定期点検や調査等を実施し、点検結果や修繕履歴等の情報を蓄積し活用することで、ライフサイクルコストの縮減に取り組んでいきます。

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

お客さまが安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行うにあたって最も基本的な事項であるとともに、最大のサービスであると考えています。

安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保するため、主に次の5点を基本として施設管理に取り組みます。

① 安全・安心な施設管理

利用者の安全を確保するため、職員の日常点検により事故などの発生を未然に防ぎます。業務マニュアルにより、点検項目やルートなどを定め、異常箇所や不審物の早期発見につとめます。異常を発見した場合は、応急処置や使用禁止措置を速やかにおこない、利用者の安全を確保したうえで、修繕計画を策定します。

ア 安全性の確保

施設の安全性を確保するためには、日々の点検と巡回をし、確認することから始まると考えます。毎日の始業時の点検、清掃、定期的な巡回で安全性の確保をします。

始業前の清掃	始業前に毎日職員による清掃を行い記録します
始業前の点検	毎朝、始業前に施設を一巡し、点検項目をチェックし、記録します
定期的な巡回	監視業務の後など、定期的に施設内を巡視し、安全を確認し記録します

イ 始業前の点検

管 理 内 容		時間
朝の準備時間の館内外の見回り	チェックリストに記入	9:00
気温、室温、プール水温・PH値 塩素濃度の測定	業務日誌に記入	9:00 13:00 17:00
水道、ガス、電気メーターの確認	業務日誌に記入	9:00
水中ロボット（掃除機）の引き上げと掃除		9:00

<プール>

・日常点検は、毎日職員により実施します。『日常点検チェックリスト』活用によりプールの水の衛生管理やプール本体維持管理のためのチェックを行います。利用者に対して『点検結果掲示』をもって、施設の安全を広報します。

・毎日、開館前にプールサイド及びプール内のゴミ処理、コースロープ・プールフロア及び壁面の点検等、安全管理に全力を尽くします。

<プールの清掃について>

プールの清掃について	
○ 屋内 25mプールの水抜きは年 2 回、所要期間 1 回当たり 5 日で計画的に行います。	
○ 屋外 50mプール、屋外飛び込みプールの水抜きは年 1 回、シーズン前の 5 月に行います。	

② 清潔な施設

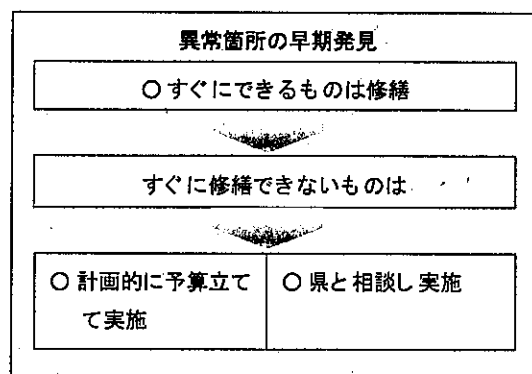
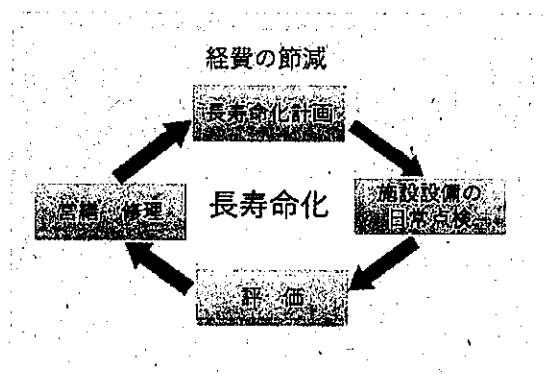
職員による日常清掃をおこない、利用者が快適に過ごせる環境づくりに取り組みます。毎日、始業前に床の拭き掃除を職員によって行います。敷地内外の植栽管理は専門業者だけでなく職員も進んで行き、美観向上につとめ、利用者に癒しの空間を提供します。

毎日の朝の清掃内容

場 所	内 容		時 間
ホール 1 (ロビー)	椅子・机・ベンチ・血圧計・体重計	除菌と拭き掃除	9:00
	床	拭き掃除	
玄 関	ロッカー	除菌と拭き掃除	9:00
	床	拭き掃除	
更衣室	ロッカー	除菌と拭き掃除	9:00 15:00
	床	ブラシ掛け、水洗い	
	トイレ	水洗い、除菌	
2 階観覧室	机・椅子	除菌と拭き掃除	9:00
	床	拭き掃除	
トイレ	扉、便器他	除菌、水洗い	9:00

③ 施設設備の長寿命化

職員による日常点検はもとより、より専門性の高い設備については、資格を有する専門業者による定期点検を実施し、機能などのチェックをおこないます。施設は老朽化していることから、日々点検をおこない、予防保全につとめます。点検結果で修繕が必要な場合は、修繕計画を作成し、適切なタイミングで修繕・更新することで、施設設備の長寿命化およびトータルコスト縮減に取り組めます。



○ ボイラー・空調機関係法定検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
性能検査	年2回		ボイラー及び圧力容器安全規則
空調機保守点検	年2回		空調機に関する規則

○ 消防関係法定検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
消防用設備等点検	年2回		消防法

○ 浄化槽点検検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
浄化槽保守点検	年12回		浄化槽法

○ 鳥取県施設点検

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
施設点検	年1回	西部総合事務所建築住宅課	建築基準法

④ 変化に合わせた快適性の追求

私たちが指定管理を受ける以前の管理の状態を利用者からの聞きとったものと、現在の施設を使用した時の比較の感想です。

⑤ 備品の管理について

備品は県所有のものと県水連所有のものに分類し、台帳に記入整理します。

・ 県が貸与した備品等及び県が委託料による購入を指示した備品 (県所有の備品)	県の備品台帳に記載
・ 指定管理者が購入した備品等 (県水連所有の備品)	県水連の備品台帳に記載

(2) 衛生管理について

利用者が安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行うにあたっての最も基本的な事項であると考えます。

利用者が安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保します。また衛生的な環境を確保するためには、日常実施する清掃などの管理が基本となります。

そして、施設や設備を長期安定使用するためには、予防保全を基本とした維持管理が必要となってきます。更には環境に配慮した施設管理を行うことが使命だと考えています。

① プールの環境維持及び各種検査について

プール管理においては、平成19年3月に文部科学省及び国土交通省が策定した「プールの安全標準指針」、同年5月に厚生労働省が改訂した「遊泳用プールの衛生基準」及び(公財)日本体育施設協会ほかによる「遊泳プールの安全・衛生管理の解説」をガイドラインとし、適正な管理、点検を実施します。

職員及び専門業者との連携により、プールの衛生環境管理を徹底して行います。

・1日3回の塩素濃度及び水温、室温を測定管理し、残留塩素濃度は遊泳用プールの衛生基準に合致するよう調整します。水温、室温は利用者の年齢、目的にそうようこまめに調整します。

・鳥取県保健事業団による年12回の水質検査を実施し、遊泳用プールの衛生基準に適合しているか検査します。更に検査結果を掲示します。

プール衛生管理者養成講習修了者を複数名配置し、万全の体制で管理します。

プール環境の維持・各種検査基準をクリア		測定者
残留塩素濃度	理研工学塩素測定器・1日3回の測定	職員
気温・室温測定	佐藤温度計により測定	職員
プール水温測定	エバニュー水温計により測定	職員
水質の測定	スズケンPH測定器・BTB液使用	職員
水質検査	毎月1回・法定基準をクリア(報告書)	
空気検査	年6回・法定基準をクリア(報告書)	

② 衛生管理の徹底

- ・毎日、開館前と閉館時に点検し、更衣室・トイレ・シャワー室・休憩室を常に清潔にします。見回り等を強化し、更衣室・トイレの清掃の励行を行います。
- ・保健所等から情報を入手し、掲示・声かけ等で感染症の注意を喚起します。
- ・日常清掃・定期清掃・天井や壁等の特別清掃を行うなどして清潔な施設にします。
- ・利用者のマナーの向上を促進します。(ごみの持ち帰り運動等)

管内の清潔さの維持・管理（除菌作業）		
場 所	内 容	時間帯
1 階ホール	下足ロッカーの除菌	9:00～10:00
	床面のふき掃除・除菌	
	椅子・テーブル・計器等の除菌	
	トイレの掃除・除菌	9:00～10:00 15:00～15:30
2 階観覧室	床面のふき取り・掃除・除菌	9:00～10:00
男女更衣室	ロッカーの除菌・トイレ掃除及び除菌	9:00～10:00 15:00～15:30
	更衣室床面・シャワー室の掃除	20:00～20:30

③ 新型コロナウイルス感染防止対策について

新型コロナウイルス感染防止対策として次のような手段を講じていきます。

ア 掲示物での啓発

感染症などについて知ることが先ず一番です。厚生労働省及び鳥取県から提供される啓発資料、掲示物等を適切に配置し、また、必要なものは私たちで作成し利用者にわかりやすく掲示します。

イ 「ウイルス感染防止対策マニュアル」に従って

「ウイルス感染防止対策マニュアル」を作製し、「3 密を避ける」よう促します。また、日々、入場に関して職員、利用者ともに「検温」「消毒」「マスクの着用」「大声で話さない」など基本的なことを実行します。

(ア) 水泳大会開催に関して

水泳大会開催に関しては、鳥取県のその時々の方針に応じて対応し、感染者を出さないようにします。

○ 検温、アルコール消毒、2 週間の体調調査、有観客・無観客、3 密回避、入場者数の制限など詳細な打ち合わせを主催者側と行い実施、または、中止の判断を行います。

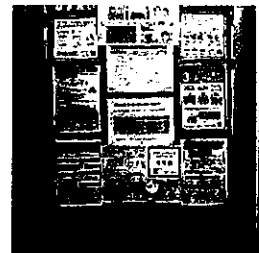
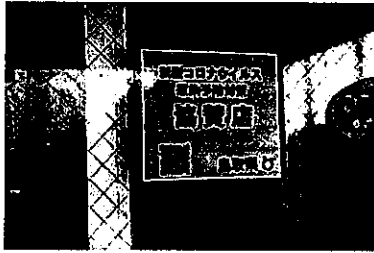
(イ) 新型コロナ認証店、協賛店への登録

新型コロナウイルス感染防止対策をしていることを鳥取県が証明する認証店、協賛店の登録をします。

(ウ) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実際

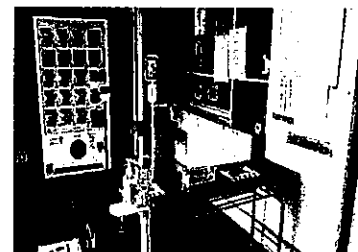
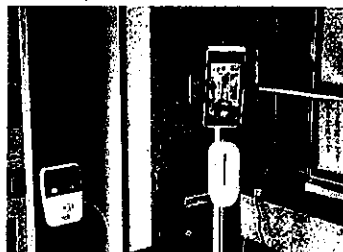
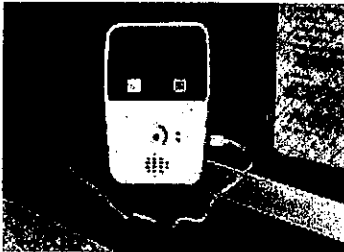
東山水泳場では、次のような対策を講じています。

○ 利用者への注意喚起



○ 入場者への消毒の喚起、入場者確認

- ・ 検温、アルコール消毒
- ・ 職員の健康チェック



○ 定時の定時除菌作業 (9:00 及び 15:00)

- ・ 靴ロッカーの除菌
- ・ 更衣室ロッカーの除菌
- ・ 各トイレの除菌 (水道、取って、レバー、便座等)
- ・ フロア椅子、机の除菌



○ 更衣室の掃除・ロッカーチェック

- ・ 毎日ロッカーのチェックを行います
- ・ 毎日更衣室の掃除を行います

(3) 外部委託の考え方

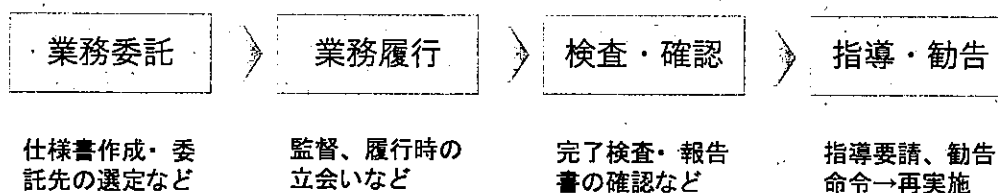
外部委託については、法定検査機関による業務、高度の専門性を要する業務、コスト的・技術的に効果的である業務について外部委託とします。また、障がい者および高齢者の就労機会を確保するため、障がい者就労施設、または、シルバー人材センターに一部の業務を委託できるよう取り組みます。

① 業者の選定方法

業者の選定方法については、鳥取県競走入札参加資格を有する県内業者への発注につとめ、複数年（5年間）の指名競争入札を原則とし、委託費の縮減に取り組みます。委託業者との契約において違反行為、社会的に不正な行為をおこなった業者に対しては、指名停止措置などをおこない適正な契約環境を確保します。

② 委託業務の監視体制

委託業務の監視体制については、各業務に調査職員を選定し、仕様書のとおりおこなわれているかどうか検査・確認をするとともに、必要に応じて指導・勧告をおこない、厳正に委託業務が履行できるよう取り組みます。



③ 委託業者との連携

委託業者との連携については、定期的に連絡調整会を開き、利用者からの意見・要望の伝達や利用予定の確認をおこなうなどの情報を共有し、円滑な管理運営に取り組みます。

外部委託の業務内容

外部委託については、次の業務を委託したいと計画しています。

種 別	内 容	時期・回数
消防設備点検	消防設備保守点検	年 2 回
浄化槽	飛込プール浄化槽維持管理	年 2 回
ろ過機点検	25m プール、50m プール、飛込プールのろ過機メンテナンス	年 2 回（6 月、10 月）
警 備	水泳場の機械警備	通 年
空調機	ボイラー、空調機の保守点検	年 2 回
水質・空気検査	屋内プールの水質・空気検査	水質検査…毎月 空気検査…2 か月に 1 回
自動審判装置一式	大会で使用するシステム全般	年 1 回（5 月）
敷地内外除草作業	敷地内外の除草作業	年 3 回（6 月、8 月、10 月）
更衣室等清掃	トイレおよび更衣室等の清掃	年 20 回の水泳大会後

4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

- ① 利用時間は、設備の初期点検の必要性等から原則現行どおり屋内 25m プールは 10 時から 20 時とし、屋外 50m プールについては通常は 10 時から 17 時としますが、7 月 20 日から 8 月 31 日の間は、利用者の利便性を考え 18 時まで延長します。
- ② 管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館時間を早くします。
- ③ 利用者が施設を利用するときは、必要な指導と助言を行います。また、付属設備、備品の準備について、使用法と注意事項の説明を行います。

プール	営業時間
屋内 25m プール	10:00～20:00
屋外 50m プール（6 月 15 日～9 月 15 日） *（7 月 20 日～8 月 31 日）	10:00～17:00 10:00～18:00

(2) 休館日の考え方と設定内容

プールは水質保全によるメンテナンスや点検のため、現行どおり毎週水曜日及び年末年始（12/29～1/3）を休館日とします。

鳥取県民の日（9 月 12 日）が水曜日の場合は、開館いたします。

※管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館することがあります。

休館日等の緊急連絡先について

休館日、閉館時間等に緊急連絡が必要な場合 → 館長、副館長に連絡

台風等、非常時に水泳場に異常ないか確認 → 県スポーツ課、米子市、県水連事務

(3) 利用料金の考え方と設定内容

利用料金は、利用者の利便と業務の煩雑防止に寄与していますので、引き続き利用者の利便性を考慮し現金での支払いに加え、クレジットカード決済、キャッシュレス決済等の利用料金徴収も行います。

① 利用料金表

区 分		単 位	金 額
個人利用	一 般	1人1回につき	550 円
	学 生	1人1回につき	330 円
	小中学生	1人1回につき	220 円
	幼 児	1人1回につき	110 円
専用利用	1 コース	1時間につき	2,200 円
	全コース	1日につき	44,000 円
団体利用 (20人以上)	一 般	1人1回につき	330 円
	学 生	1人1回につき	220 円
	小中学生	1人1回につき	110 円
	幼 児	1人1回につき	50 円
飛込専用利用		1日につき	15,840 円
会議室	午前10時から正午まで	1回につき	330 円
	正午から午後5時まで	1回につき	650 円
	午後5時から閉館時間まで	1回につき	490 円

② 回数券の料金

回数券は、入場10回分の料金で12回の入場ができるよう特典を付けています。

券 種 (12枚綴り)	販売価格 (1冊)
一 般	5,500 円
学 生	3,300 円
小中学生	2,200 円
幼 児	1,100 円

③ 返金について

状況により返金が必要になった場合は、「使用料返還申請書」の提出を受け、支払われた料金を返還します。チケットは領収書と控えにメ印をし、ホッチキスでとめた上で支払われた料金を返金します。

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領に準じて減免措置を行います。

施設を一般利用する 70 歳以上の方・特定医療費（指定難病）医療受給者・身体障がい者・心身に障がいを有する方には「減免利用許可証」を発行します。障がい者 1 名につき必要に応じて介護者 2 名まで減免とします。その利用料の減免は「利用料減免の取扱要領」に従って行います。

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領

減 免 事 由	減免率
1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体が、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年単位以上の規模で行うもので、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
ア 学校教育法第 1 条に規定する学校が利用するとき。	10/10
イ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
ウ 学校教育法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
エ 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所が利用するとき。	10/10
オ 教育に関する活動を行う団体であって次の（ア）～（ウ）に該当するものが利用するとき。	
（ア）小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（イ）中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（ウ）高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
カ 中学校の水泳部の部活動の為に利用する時	10/10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
ア 全県の生徒を対象とする場合	10/10
イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合	1/2
3 障がい者等及び介護者が当該障がい者等の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。	
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
エ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
オ 心身に障がいを有する者で、次の（ア）～（ウ）に該当するものが一般利用の方法で利用するとき。	10/10
（ア）児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10/10
（イ）児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者	10/10
（ウ）小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教	

育措置について」(昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達)の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者)	10/10
カ 特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
キ ア～カの介護者(障がい者等 1 名につき介護者 2 名)が一般利用するとき。	
ク 障がい者等及びその介護者(障がい者等 1 名につき介護者 2 名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1/2 以上が障がい者等及びその介護者の場合	10/10
(イ) 利用者のうち、1/2 未満が障がい者等及びその介護者の場合	1/2
4 幼児、児童、生徒又は学生が県営東山水泳場のトレーニングホールの専用利用(利用しようとする日(当該利用が 2 日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の 6 日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が 2 分の 1 以上であるものに限る。)	10/10
5 70 歳以上の者が利用するとき。	10/10
ア 70 歳以上の者が一般利用するとき。	
イ 70 歳以上の者が社会参加を目的として、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち 1/2 以上が 70 歳以上の者の場合	10/10
(イ) 利用者のうち 1/2 未満が 70 歳以上の者の場合	1/2
6 鳥取県又は米子市が主催する大会で利用するとき。	10/10
(ア) 県民スポーツレクリエーション祭	
(イ) 県民スポーツレクリエーション祭米子市予選会	
(ウ) わかとり記念水泳大会	
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
ア 要介護者等及びその介護者(要介護者等 1 名につき介護者 2 名)が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 要介護者等及びその介護者(要介護者等 1 名につき介護者 2 名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1/2 以上が要介護者等の場合	10/10
(イ) 利用者のうち、1/2 未満が要介護者等の場合	1/2
8 鳥取県の国民体育大会に出場する水泳競技選手団が強化合宿として、専用利用の方法で利用するとき。	10/10
9 一般財団法人鳥取県水泳連盟が指定する強化指定選手が競技力向上を目的として、個人利用の方法で利用するとき。	10/10
10 その他スポーツの振興を図るため指定管理者が特に必要があると認めたとき。鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	10/10
11 公的団体が人命救助訓練として、専用利用の方法で利用するとき。	10/10
12 1 により利用する場合は施設使用料の他に設備使用料及び冷暖若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	10/10

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

近年起こる台風、大雨、地震など自然災害をはじめとした大規模災害や日常的に起きる事故、事件は避けることのできないものとなりつつあり、発生時の対処・対応等、我々に求められるものは重要度を増してきています。

私たちは、事故、事件等を起こさない「未然防止」を最も基本的な考え方とし、次には、「発生時の備え」「発生時の対応」へと準備しておくことを基本方針とします。

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防火）対策

まずは、「事故を起こさない」ことが、さらには「それを事件としない」ことが重要です。そのためには、「日常の安全の点検」により、即時対応することが肝要です。ひいてはそのことが、事故が起こらない環境づくりの第一と考えます。

私たちは、毎月 15 日を「安全点検日」として定め、一斉に館内等の点検を行います。これにより事故となる芽を速やかに摘むことになります。また、物品の整理・整頓に心がけます。物品が散らばっているようでは、いざといったときに何が何処にあるかわかりません。素早く対応するにも物品の整理・整頓は大切です。

次には、事故が発生した場合、情報を収集し、素早く誠意をもってその処置に対応します。

日常的な物品の整理・整頓 → 素早く対応できる
毎月 15 日 → 安全点検の日(水泳場全体の点検日)

(2) 緊急時の体制・対応

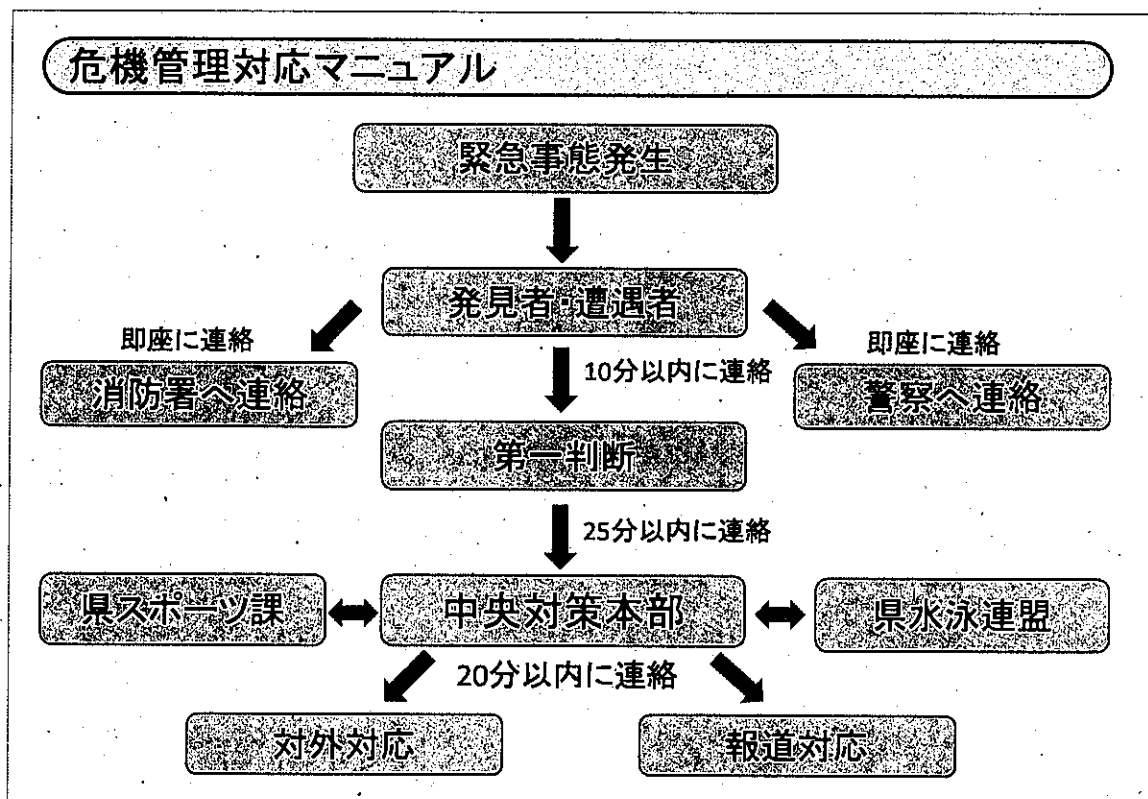
災害時・緊急時・非常時には、速やかに対応することはもちろん、どんな小さな不具合でも県スポーツ課へ報告することや、県から指示を受けることが、適切かつ迅速な対応・解決につながります。

緊急時の連絡体制については、館長を総責任者とし窓口を一本化して体制を作ります。

① 危機管理対応の手順

ア 緊急事態が発生した時は、基本的に次のような手順で対応します。

事故があった場合は、即時概要を報告し、その後、事故報告書を提出します。



イ 事故が発生した場合の公表について

事故が発生した場合、原則として事故発生情報について県の所管課の指示のもと速やかに公表をします。

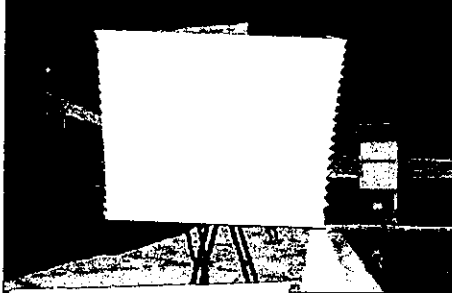
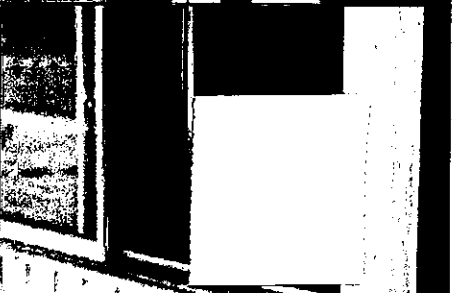
ウ プールにおける事故防止策

プールの管理（監視）においては、「事故が起きてから対応するのではなく、事故の発生要因を事前に排除すること」いわゆるリスクマネジメントの発想を持って業務にあたります。

（ア）事故防止については「監視台またはプールサイド」からの監視、監視カメラ常時2名でおこない、事故の未然防止に全力で取り組みます。

また、TPCS（㊄ワー・㊄トロール・㊄ントロール・㊄タンバイ）システムを基本とし、利用状況に対応して配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される繁忙期は監視人員を増員することで、安心して利用できる環境と効率的な監視体制を実現します。

プールの監視体制（TPCS システム）

	T（タワー：監視台） 高所監視台でプール全体を見渡し、溺者や傷病者発生等に即座な救助活動
	P（パトロール：巡視） タワー・コントロールと連携し、監視区域を自由に巡回し、機動性を生かした安全監視及び救助活動
	C（コントロール：司令） 緊急事態の中核的役割を担うポジションで、的確な司令・情報を発信
	S（スタンバイ：待機） 緊急時に備え監視力の低下を防ぐため、トラブル対応やケガ人の応急手当、水質測定等の補助的業務の遂行

（イ） 溺者救助訓練

急病人や溺者の発生時に備え、日々溺者の救助訓練やCPR（心肺蘇生法）の訓練を実施します。また、救助デモンストレーションを行い、利用者に対して水難事故予防の啓発を行います。訓練は、毎年夏のプールシーズン初め6月初旬に行います。

（プールにおける溺水事故の救助訓練）

③ 監視業務

利用者に安全で楽しく施設を利用していただくため、以下の安全管理規定を設け、監視業務に当たります。

(公財) 日本水泳連盟プール公認規則

第 15 条 (プール管理) では、公認プール及び標準プールには、次のいずれかの資格を有する者

①日本スポーツ協会公認水泳上級講師、②同水泳講師、③同水泳上級コーチ、

④同水泳コーチ、⑤同水泳上級指導員、⑥同水泳指導員、⑦日本体育施設協会公認体育施設管理士

以上 7 つの資格のうちのいずれかを有する者をプール管理者として置かなければならない。また、第 16 条 1 項にプール管理者は日本スポーツ協会公認資格保有者またはプール衛生管理者を置かなければならない。

本水泳場職員は、全職員に A E D 取り扱いを含む救急法講習を受講します。

○ A E D を常時使用できるよう毎日点検をします。

○ 毎年 6 月に救命救急訓練を行う際、合わせて A E D 使用訓練を行います。

④ 保険の加入について

ア 水泳場は、「スポーツファシリティーズ保険」に加入しています。

施設所有者賠償責任保険

- ・対人 1 億円/1 事故 3 億円
- ・対物 1 事故 1 億円

スポーツ災害補償保険

- ・死亡・後遺障害補償保険金額 200 万円
- ・医療補償保険金日額 2, 500 円

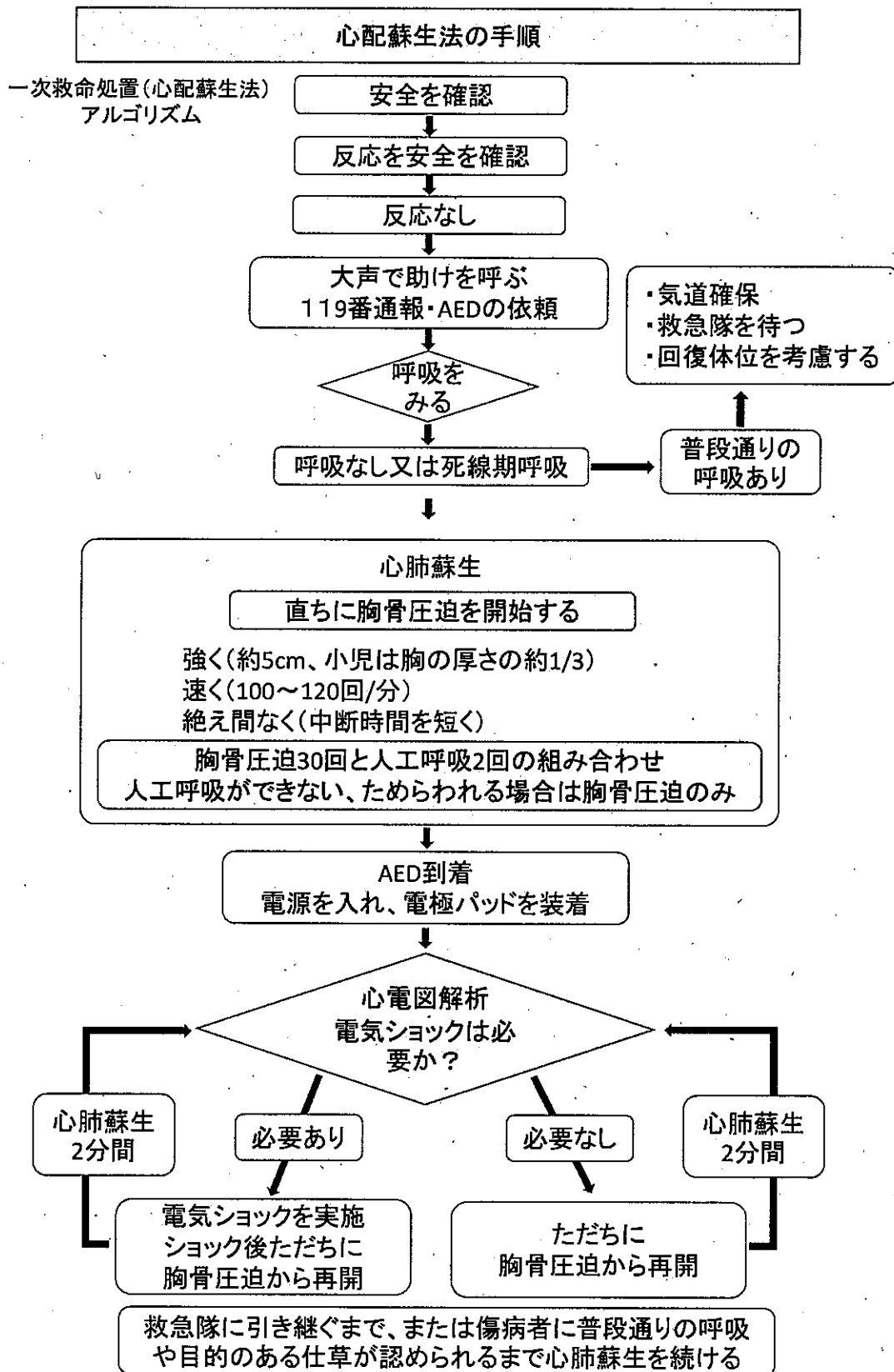
イ 本連盟が取り扱う水泳競技大会参加者全員に、毎回傷害保険への加入をします。

(掛け金は令和 3 年 7 月現在)

補償項目	1 名あたり保険金額	
死亡・後遺障害	20000	千円
入院保険金日額	10000	円
通院保険金日額	6000	円

⑤ 緊急時対応マニュアル

ア 心配蘇生法の手順



不審者対応マニュアル

危険物を持つ暴力的な行動をとる等、危険な人物が侵入してきた場合にとる行動

- 利用者の安全を第一に確保する
- 職員の安全を確保する
- 警察に任せる



危険人物と接触させない

対応① 危険人物と対応する …… 副館長、手の空いている人

- ・落ち着いた態度で、丁寧委に本人の言うことを傾聴する
- ・「うなずく」、「言ったことを繰り返す」ことで真摯に聞いていることを表す。
- ・一人は管内「受付」、「監視員」に連絡する

対応② 危険人物と判断したら → 110番通報する …… 受付

- ・できるだけ受付で、詳しく警察に連絡する

対応③ 利用者に危険人物のいることを知らせる …… 監視員

- ・男子更衣室・女子更衣室・身障者通路に内側から鍵をする
- ・更衣室で着替え、いつでも出場できるように準備する

対応④ 水泳連盟事務局・スポーツ課に連絡 …… 館長・副館長
0857-27-7441 0857-26-7919

- ・時系列に沿った報告をする
- ・「いつ」「だれが」「どこで」「どうした」「施設としてどうしたか」を伝える

地震対応マニュアル(基本的な対応 地震・津波発生時の対応)

緊急地震速報(J-ALERT 等で受信。ただし、発表されてからわずかな時間で揺れが到達、あるいは揺れの方が早い場合もある。また、停電や不具合により受信できない場合の想定も必要。)

- ・ 大きな声での確な指示: 「プールから上げる」「頭部の保護」「机の下への避難」等

地震発生

STEP1 利用者の安全確保

- ・ 大きな声での確な指示: 「頭部の保護」「机の下への避難」等

大きな揺れがおさまったら、即座に津波に関する情報収集
情報をもとに、館長が避難の判断・指示

STEP2 避難

津波の可能性・津波発生

津波の可能性なし

- ・ あらかじめ想定した避難場所へ、即座に全員避難
- ・ 大きな声での確に指示する。
「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・ 避難誘導、負傷者搬送など

津波の可能性あり

- ・ 至急高い所(2階、スタンド)に全員避難
- ・ 大きな声での確に指示する。
「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・ 避難誘導、負傷者搬送など
- ・ 一次避難場所で危険なときは、二次避難場所(市民体育館) へ速やかに移動する。

STEP3 避難後の利用者の安全確認

- ・ 利用者の安否確認
- ・ 負傷者の確認と応急処置

- ・ 負傷者がある場合は119番通報

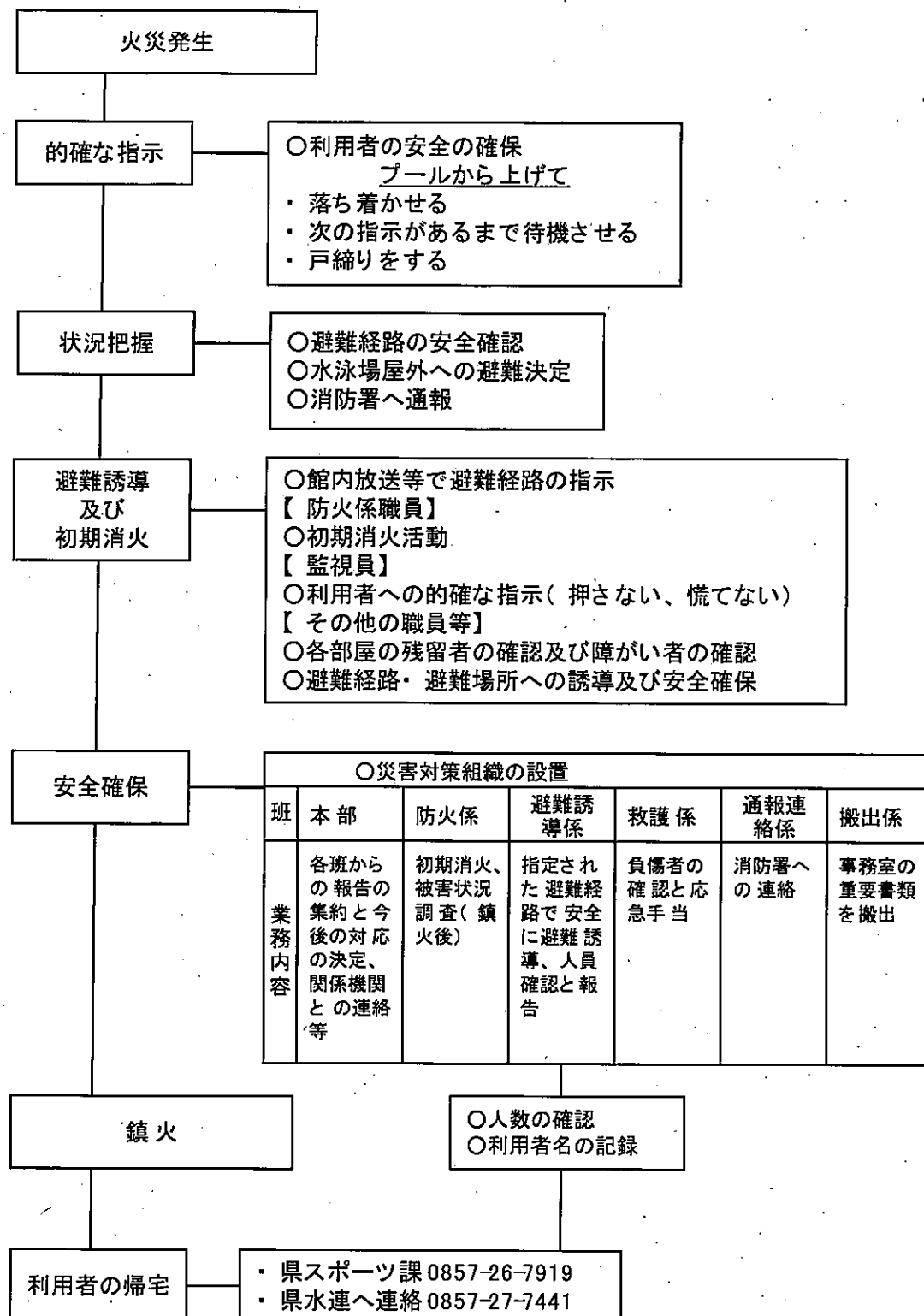
STEP4 避難後の利用者の帰宅

- ・ 県スポーツ課 0857-26-7919
- ・ 県水連へ連絡 0857-27-7441

地震については、震度 4 以下と震度 5 以上で対応を概ね次のようにします。

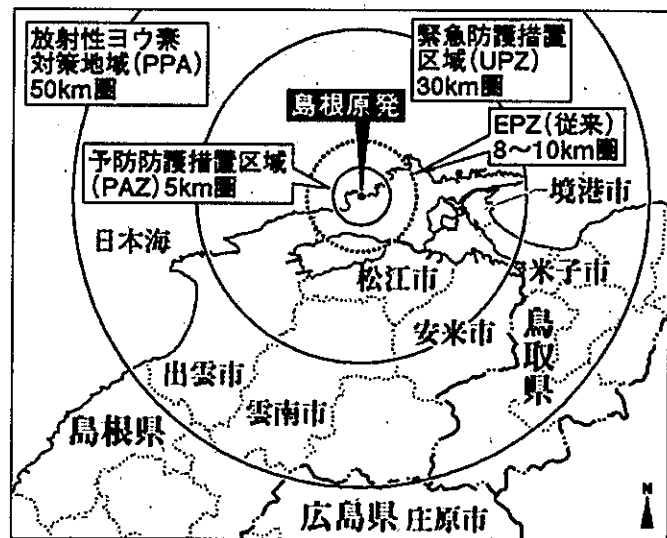
震度 4 以下	震度 5 以上
○安全確保 ・職員の指示又は利用者が安全な場所を見つけ、身を寄せる ・プールから上がるよう伝える ・揺れが収まるまで、プールサイド等で腰をかがめて待機する	○安全確保 ・職員の指示又は利用者が安全な場所を見つけ、身を寄せる ・プールから上がるよう伝える ・揺れが収まるまで、プールサイド等で腰をかがめて待機する
○情報収集 ・揺れが収まったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する	○情報収集 ・揺れが収まったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する
○避難又は営業の再開 ・館長はスタンドや駐車場など安全な場所（一次避難）へ避難するが、営業を再開するか判断する ・手分けして、直ちに被害を確認する <避難する場合> ・以降震度 5 以上と同様 <営業を再開する場合> ・施設の被害等があれば、県スポーツ課、県水連事務局へ連絡、報告を行う	○避難、安否確認等 ・館長はスタンドや駐車場など安全な場所への避難（一次避難）を決定する。 ・職員は指示に従い、利用者を誘導し、避難させる （注） ・利用者の安否確認、負傷者への応急手当、心理的ケアを行う ・手分けして、直ちに被害を確認する ・引き続き災害情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる ・施設等の被害状況を確認、利用者の移動が可能か判断する 〈臨時休業の決定等〉 ・施設の被害などあり営業が不可能な場合は、県スポーツ課、県水連事務局へ連絡、報告を行い休館とする ・津波警報等が解除されるなど、安全が確認されてから利用者を帰宅させる

火災発生時の対応



オ 原子力災害事故への対応

島根原子力発電所において、自然災害等で事故が発生した場合の緊急防護措置区域 (UPZ) である 30 km 圏からはずれています。しかし、鳥取県広域住民避難計画 (平成 25 年 3 月鳥取県 (島根原子力発電所事故対応) では、UPZ 外の地域も対象として、そのときの状況に応じて修正して使用するとされています。そのため、お客さまの安全を守るため、鳥取県広域住民避難計画と危機管理マニュアルにそって対応し、その訓練をおこないます。また、避難場所に指定された場合、すみやかに対応できるよう行政等と連携をとっていきます。



カ 全国瞬時警報システムを活用した緊急体制

全国瞬時警報システム、通称：J-ALERT (J アラート：ジェイアラート) は、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などについての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができる J-ALERT の最大の特長をいかし、緊急情報を受信した場合は、すみやかに利用者の安全を確保し、最善の対応をとります。

また、国や県がおこなう情報伝達訓練などに積極的に参加し、即応体制をととのえます。緊急時に情報伝達が確実におこなわれるよう、毎日の日常点検をおこないます。

速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、職員に対して周知に努めます。

J-ALERT を利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めます。(緊急地震速報時)

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情やトラブルが起こらないよう未然防止につとめ、また起こってしまったトラブルは、真摯に受け止め、見直しを図り、内容分析と再発防止についての対策を講じます。課題解決に困難な事柄も想定されますが、粘り強く丁寧な対応ができるよう取り組みます。

① 苦情・トラブルの未然防止策

ア 発生原因の分類と苦情などの防止体制

苦情・トラブルの発生原因を以下の4つに分類し、特に未然防止が可能な「施設側に起因するもの」については、課題解決のPDCAサイクル（p10）に基づき、防止策に取り組めます。

発生原因	例
施設側に起因するもの	接客態度、説明不足、設備の不具合など
利用者間の問題によるもの	マナー違反、迷惑行為、わがままな自己主張など
外部的要因	クレーマー、嫌がらせなど
予想が困難なもの	停電、事故など

イ 苦情・トラブルの「芽」

県民の皆様から「直接寄せられた声」や「ご意見箱」「アンケート」などにより、苦情やトラブルの「芽」と思われる内容を早期に感知して、課題解決に取り組めます。些細なことであっても見逃さず、利用者の声を聞きとることが重要であると考えています。

利用者等の意見や要望 → 内容を分析 → 迅速かつ適切な対応

(県スポーツ課、県水連事務局に連絡、相談)

ウ 職員教育の徹底

過去には、職員の接客対応による苦情・トラブルが少なからずありました。その反省をいかし二度と起こさないという強い気持ちをもって、職員教育の徹底を図ってまいります。

日々スタッフは利用者の皆さんに誠心誠意対応していますが、時間がたてばちょっとした何気ない行動となって現れがちです。そのような時、職員の気持ちや行動をリセットする必要があります。それには「職員研修」が最も有効と考えます。今後も継続し、職員研修などを計画的に実施しながら、職員の資質の向上と苦情防止に努めます。

② 苦情やトラブルに対する対処方法

起こってしまった苦情やトラブルには、素直に謝罪し事実確認につとめ、利用者に理解していただけるまで粘り強く丁寧に対応します。また、苦情などの原因を追究し、全体で、再発防止につとめます。

ア 苦情やトラブルの対応について苦情やトラブルを起こしてしまった場合は、真摯に受け止め対応します。

- イ 苦情やトラブルの情報共有および活用 苦情やトラブルがあった場合、原因・対応の仕方など報告書にまとめ、同じ過ちを繰り返さないよう分析し、管理運営の向上にいかしていきます。職員間で共有するのはもちろん、未然防止に取り組みます。

苦情はうなずくなど丁寧な受け答え
をする→簡潔なメモを取り保存する



接客研修などで対応の研修により接客態度を向上させる

謝罪

不快な思いをさせてしまったということに対して素直に謝罪をします

傾聴と共感

利用者の話を真摯な姿勢で最後まで聞きます。必要であればメモを取って、記録に残します

事実確認

当事者全ての話を聞き、事実を公正に確認します

説明と提案

非がある場合は、謝罪をおこない、事後の対処について話し合います。
利用者側に非がある場合でも、慎重に対応し、ご理解いただきます。納得してもらえない場合は、県と協議をします。

解決と再発防止

発生原因や対処方法をまとめ、その後のサービス向上にいかします

6 個人情報保護等への対応

管理運営におけるコンプライアンスの最も大切な要素は「法令の遵守」であり、事業を遂行するにあたって各種の法令を遵守するということです。また、法律により禁止されている事項ばかりでなく、社会の倫理的・道徳的な通念に基づくルール（社会規範）を遵守するという要素も、重要かつ不可欠な要素と位置づけられます。この「社会規範を遵守する」という事項は、「企業倫理」および「CSR」（企業の社会的責任）とも密接に結びつく要素でもあり、企業コンプライアンスはCSRと不可分の考え方といえます。

(1) コンプライアンス（法令の遵守）について

私たちは、県水連のもつ社会的責任と公共使命の重みを常に意識し、自己責任に基づく健全かつ適切な管理運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼確保に努めてまいります。

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に基づく誠実かつ公正な活動を実施してまいります。

ア コンプライアンスマニュアルを作成

管理運営を行うことに当たり、関連法令を遵守することはもちろん、独自のマニュアルを作成します。

イ コンプライアンスに関する相談窓口の設定

館長、副館長が最終的な窓口になり、利用者又は職員から直接聞き取りを行います。

ウ コンプライアンスに関する研修・セミナーの実施

コンプライアンスに関する職員研修を行い、コンプライアンスの意識向上をはかります。

エ 内部監査の実施

県水連の内部監査により、コンプライアンスが厳格に保たれているか確認します。

(2) 個人情報保護方針について

平成 29 年 5 月に「個人情報保護に関する法律」が改正され、時代に即した個人情報保護管理が求められている中、私たちは、個人情報保護に関する研修等を通じて、確実な情報管理を行い、県民の方々との信頼関係を構築します。

また、県民の方々には施設の管理運営内容を理解いただけるよう、積極的に情報発信を行い、より透明で県民に開かれた管理運営をしてまいります。

ア 個人情報保護の方針

当プールにおいて別段の定めをしている場合をのぞき、管理運営上取り扱うお客さま、取引業者等の特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）の収集、利用および管

理について、「鳥取県個人情報保護条例」にもとづき適切に取り扱います。

また、「組織的対策」「人的な対策」「技術的な対策」「物理的な対策」によりお客さまの大切な個人情報を厳正に管理します。

個人情報保護方針			
組織的管理		技術的管理	
安全管理運営に関する組織体制の整備		アクセス者の識別と認証	
データの取り扱い規定等の整備と運用		アクセス制御と権限管理	
データの取り扱い状況を確認する手段の整備		外部からの不正アクセス等の防止	
情報漏えい等に対する事故・違反への対処		不正ソフトウェア対策	
取り扱い状況の把握と安全管理措置の評価・改善		データ送信・移送時のセキュリティ対策	
人的管理		物理的管理	
雇用・契約時の守秘義務契約の締結		入退館および入室管理	
全職員への情報共有および周知		機器・電子媒体等の盗難防止	
モラル向上施策（採用・教育・訓練など）		機器・装置などによる保護	
		個人情報の削除、機器・電子媒体等の廃棄	

イ 個人情報管理体制

東山水泳場の管理運営において、個人情報保護に関する自主点検や常勤職員をはじめ、嘱託職員、非常勤職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者（作業責任者）を配置し、担当者のみに限定して取り扱います。

ウ 個人情報責任者を決定します

個人情報の漏洩事案のリスクが生じた場合、適切かつ徹底した対応を行うため、個人情報管理責任者として館長又は副館長を充て、リスクの情報を収集し県へ報告できるよう集約いたします。

エ 職員間での情報の個人情報の共有について

職員同士の情報の共有は施設をスムーズに管理運営するためには欠かすことのできないことです。しかし、その共通理解の場が公の場であったり、該当者の前であったりは誤解を招くもととなります。そのような場合には、状況を考えて情報交換するよう、研修等で意識を高めてまいります。

オ 新型コロナウイルス感染防止対策による個人情報の保護について

私たちは、スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染防止ガイドライン」に則り、利用者の個人情報は取り扱いに十分に注意し対応します。個人情報の保管は、保存期間を一カ月と定め、適宜、シュレッダー等にかけて廃棄していきます。

利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症した旨の報告があった場合、かかりつけ医に相談すること、または、相談センターに連絡することをお知らせします。

また、県スポーツ課、県水連事務局に合わせて連絡し、その後の対応について相談していきます。

(3) マイナンバーへの対応

平成 27 年 10 月から、住民票を有するすべての人に 1 人 1 つのマイナンバー（個人番号）が通知されています。東山水泳場では館長をマイナンバーの責任者とし、個人情報保護のため、情報の流失がないように厳重に管理をしていきます。

マイナンバー制度3つの目的

- | | |
|---|----------------------------|
| ① | 公平・公正な社会の実現（給付金などの不正受給の防止） |
| ② | 国民の利便性の向上（面倒な行政手続きが簡単に） |
| ③ | 行政の効率化（手続きをむだなく正確に） |

マイナンバー制度については、上記のような利点がありますが、現在、県水連で扱う事案としては、職員等の採用に関してのみと考えられます。従って、事務手続き上必要最小限の扱いとし、簿冊等に残すことは致しません。

(4) 情報公開への対応

ア 条例・要領に準拠した対応

利用者の知る権利を尊重し利用者の東山水泳場の活性化に資するため、鳥取県水泳連盟の定款に準じた知る権利を満たすため情報公開を進めてまいります。

情報の開示請求については、「鳥取県情報公開条例」に準拠し、条例・要領の趣旨に沿った対応を講じます。また、同条例に記載されているとおり、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をし、手続を進めます。

イ 利用サービスの向上と安全・安心のために、積極的に情報発信

情報の公開は、問い合わせに応じて行うばかりでなく、県民の皆様の「利用サービスの向上」「安全・安心」を考慮し、管理者の裁量で公開しても支障のない内容は、日ごろから積極的にホームページなどにより情報提供を実施していきます。

ウ 事故発生時の報告及び公表

情報公開請求に関する対応は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、鳥取県営東山水泳場の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切におこないます。

また、情報公開条例に準じた情報公開規程を制定し（平成 12 年 9 月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

7 スポーツの普及振興

(1) スポーツの普及振興の考え方

施設の特性と職員の専門性を生かした水泳教室の実施や県民の健康・体力づくりの向上を目指した生涯スポーツ活動を推進するとともに、競技団体等とのネットワークを活用し、競技力向上に係る支援を図っていきます。

① 一般財団法人鳥取県水泳連盟との連携

県水連の加盟団体（登録団体 122、小体連、中体連、高体連、鳥取県障がい者水泳協会等）に対して、各種スポーツ教室や研修会・講習会への指導者の派遣等をするとともに、各団体の動員力や機関誌等の広報力を有効活用することで、競技力向上と指導者養成の場としての協力、利用者増加への方策など万全な協力体制を構築します。

② 鳥取県及び近隣市町村等との緊密な連携の強化

鳥取県内のスポーツ・健康部局との連携を強化し、施設利用を核とした県民の健康・スポーツ施策についての相乗効果を高めるための協働体制を強化します。

鳥取県内の他の公共・民間体育・スポーツ施設やスポーツクラブとの共存・共栄を図るための調整・プロモーション活動を強化します。

③ 鳥取県、県内学校及びスイミングスクールとの連携

鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。県、県内の各学校、スイミングスクールと連携し、水泳の普及、振興に努めます。

ア 鳥取県との連携

これまでも県とは連携し指導者研修会等の場所の提供や指導者派遣などおいてお手伝いをしてきました。

今後も引き続き、連携を積極的にしてまいります。

指導者研修会の開催
講師派遣
鳥取県主催の水泳大会の開催

イ 県内の保育園、小学校、中学校、高等学校との連携

学校の体育又は、行事として水泳の普及、水泳場の活用を促進します。最近では、学校のプールが老朽化したり、災害で大きな費用を支払って修理する必要があったりするなどコストパフォーマンスを考えたとき、一時的ではあったとしても公営のプールを使用することは理にかなった利用方法と考えます。各種学校と連携し利用促進を行います。

学校等で水泳場を活用できる例	
幼稚園、保育園	<u>授業として</u> 、学校、学年行事として、水泳指導派遣事業
小学校	授業として、学校・学年行事、飛込指導教室、 <u>水泳指導派遣事業</u>
中学校	授業として、学校・学年行事、 <u>部活動</u> 、水泳指導派遣事業
高等学校	授業として、学校、学年行事、 <u>部活動として</u>
小学校体育連盟	<u>大会会場として提供</u> 、指導者講習会など講師派遣
中学校体育連盟	<u>大会会場として提供</u> 、指導者講習会など講師派遣、 <u>飛込指導教室</u>
高等学校体育連盟	<u>大会会場として提供</u> 、指導者講習会など講師派遣、飛込指導教室

※ 表中の下線部は現在すでに実施しているもの

ウ 県内各スイミングスクールとの連携

各種スイミングスクールとの連携を強化します。

記録会、練習会の誘致
指導者派遣事業
合宿の誘致

エ 競技団体（県水連）との連携

県水連と連携し、全国大会等の誘致と同様に、関係団体と連携し全国的に著名な選手等を招へいし、子ども達に夢や希望を与える機会を設けます。また、競技団体や県内外から合宿に来る学生等の活動を支援します。

地域のスポーツの普及、振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、

出張指導します。

トップアスリートの招へい事業
競技団体が行う強化合宿等支援
指導員等の地域や学校への出前指導

④ 県内各種団体との連携・協力

これまでも各種団体と協力連携してきましたが、引き続き水泳場を活用するために、幅広く各種団体と協力連携していきます。東山水泳場の取り組みについて連携・協力していくことについて「確認書」をいただきました。

(2) スポーツ普及振興に係る事業

競技スポーツ振興業務については、鳥取県の競技スポーツの中核施設として、県民の競技力向上が図られるよう取り組みます。

職員の専門性を活かしたスポーツ教室を実施します。日本スポーツ協会公認指導者等の資格を持つ職員の専門性を活かし、初心者から上級者まで、性別、障がいの有無に関わらず、ライフステージのどの段階でも楽しく参加できる水泳・スポーツ教室を実施します。

多様なニーズに応えるため、教室に関わる専門的な研修をおこない利用者アンケート調査で高い評価を得られるよう教室を開催します。

ライフステージに応じた運動 スポーツの機会の提供	幼児期における運動・水慣れ・水泳の基礎作り教室を開催します。
	児童期における運動・泳法、泳力を養う水泳教室を開催します
	青年期からの運動・泳力の向上と記録にチャレンジする水泳教室を開催します。
	成人の健康維持、増進、体力の向上、楽しめる水泳教室を開催します。

①水泳教室の時間と料金表

各個人の能力に即して、(公財)日本スポーツ協会公認コーチ資格を有するコーチが丁寧に指導します。

ア 米子スイミングスクールは、この表の時間・料金で行います。

教 室	曜 日	時 間	内 容
幼小コース (4才以上)	月	16:20~17:20	水なれからクロール 25mまで泳ぐことを目指します (水なれができています)
	火	16:20~17:20	
	木	16:20~17:20	
	金	16:20~17:20	
	土	14:00~15:00	
小中高コース	月	17:20~18:20	クロール 25m以上泳げるようになることを目指します
	火	17:20~18:20	
	木	17:20~18:20	
	金	17:20~18:20	
	土	15:00~16:00	
	土	16:00~17:00	4種目のタイムアップを図ります
成人コース	火	14:00~15:00	初級者から上級者までの4泳法のスキルアップ・タイムアップを図ります
	金	14:00~15:00	
	(新設) 土	18:30~19:30	
	日	13:30~14:30	飛込を中心とした教室です
健康体操コース	火	10:00~11:00	楽しく水中運動をします
選手育成コース	月・火・木・金	17:20~18:20	4種目のタイムアップ・大会等への出場を目指します
選手コース	月・火・木・金	18:20~20:00	ブロック大会・全国大会への挑戦をします
	土	17:00~19:00	
	日	15:00~17:00	

イ 1ヶ月の受講料

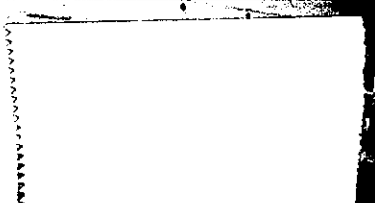
受講料金	週1回	週2回	週4回	週6回
1ヶ月	5,500円	7,150円	8,250円	8,800円

ウ スイミングスクールの開催回数について

令和4年度4月より、月内での回数の不公平を是正するために、1ヶ月4週とし年間48週で教室を開催する。

エ その他の教室

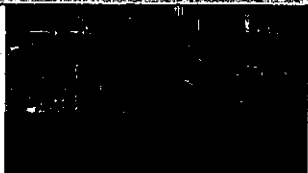
水泳場入場者対象に水中で楽しむ運動を無料で開催します。

アクアビクス	
	
参加対象	成人
定員	20名
料金	入場(教室参加は無料)
エアロビクスの水中版! 楽しく笑顔でダンスダンス、楽しい教室を開催します	

アクアウォーク	
	
参加対象	成人
定員	20名
料金	入場(教室参加は無料)
ゆっくりウォークのステップアップ教室! 中程度の負荷で体力アップを目指します	

(3) イベント事業の開催

各種イベント事業の開催をします。

泳法分析会	
	
参加対象	成人
定員	20名
料金	未定
水中カメラを使い泳法分析会を開催します	

トップアスリート 招へい	
	
参加対象	小中高成人
定員	20名
料金	未定
オリンピック選手を招へいし、講演会や練習会を開催します	

トライアスロン教室	
	
参加対象	小中高成人
定員	20名
料金	入場(教室参加は無料)
シドニーオリンピック代表小原工選手の指導で行うトライアスロン教室	

フィンスイミング教室	
	
参加対象	小中高成人
定員	20名
料金	入場(教室参加は無料)
世界選手権代表増田恒幸選手の指導で行うフィンスイミングの教室	

8 障がい者にやさしい施設

(1) 障がい者が利用しやすい施設とするための取り組み

障がい者が利用しやすい施設とするためには①心のバリアフリーの構築、②施設等のバリアフリー化が大切です。

私たちは、それぞれについてスタッフ一丸となって取り組んでいきます。

障がい者が公平に施設を利用できることを目的に、職員を対象とした研修会の実施や障がい者対応マニュアルを作成し、様々な障がいがある方々の受入れ体制の充実に取り組みます。

① 心のバリアフリーの構築について

私たちは、利用者の方々に対してホスピタリティの気持ちで対応することを心がけています。また、だれに対しても公平に分け隔てなく接することを研修等で養ってまいります。

障がいのある方に水泳場の職員としてスポーツ指導のプロ、水泳のプロとして接してまいります。水泳場のスタッフは誰もが水泳コーチの資格を有し、水泳指導には自信を持っています。しかし、障がいのある方に水泳のプロ、スポーツのプロとして係るため、現在は1名しか資格取得者がいませんが、「障がい者スポーツ指導員」の資格を全員が取得するよう努めてまいります。

障がい者スポーツ指導員の資格取得を年次計画的に行います

障がい者スポーツ指導員	現在1名
-------------	------



年次計画的に取得	9割の職員の取得を目指します
----------	----------------

② 施設等のバリアフリー化

県の協力を仰ぎながら施設のバリアフリー化に努めてまいります。施設の一部にまだ工事が必要な部分が残っていますが、主要な部分はバリアフリー化が進み、一般の利用者からも利便性が高くなり喜ばれています。引き続き、施設のバリアフリー化に努めてまいります。

ア 玄関前に設置された「多目的トイレ」

保温便座ウォッシュレット、チャイルドチェア、ベビーベット、オストメイト対応トイレ、シャワーが設置されています。

イ 車いす用通路

一般的には車いす専用としていますが、段差もなく誰でもスムーズにプールサイドに入れます。スライドドアにより、車いす使用者にも楽に開けることができます。

ウ 25mプール入水タラップ

1 台目は県の備品として、2 台目は東山水泳場の備品として購入しプールの左右に設置し、利用者の方々が楽に入退水ができるようにしています。

エ 身体障がい者用更衣室

男女兼用としており、介助者の方など更衣を手伝ったり、一緒に着替えたりできるようになっています。

(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取り組み

障がい者スポーツの普及振興に係る事業の実施については、障がい者スポーツの普及や啓発、競技力向上をはかることを目的に、スポーツ教室の実施や指導者の派遣などの事業に取り組めます。

障がい者が気軽にスポーツに励むことができるよう、障がい者水泳教室を実施したり、障がい者水泳競技大会などの誘致をしたりして普及振興に取り組めます。

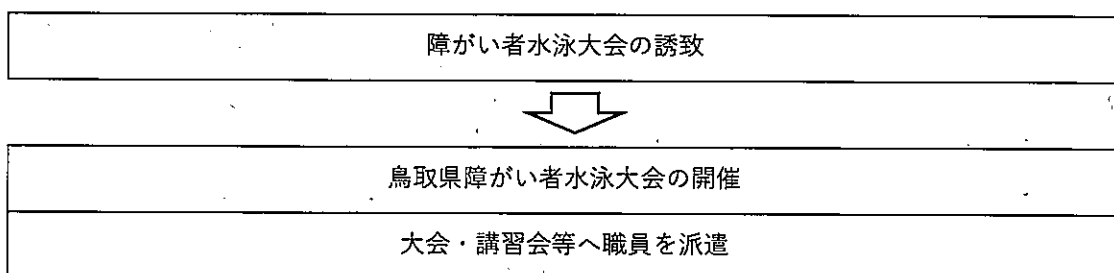
① 鳥取県障がい者スポーツ協会との連携

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(通称:あいサポート条例、平成 29 年 9 月 1 日施行)の基本的な考え方に則り、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンに、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県等が実施し推進するその施策に積極的に協力していきます。

また、鳥取県障がい者スポーツ協会と連携し、すべての人がスポーツに親しむことができる環境を整備し、活力ある地域社会の形成を目的とし、鳥取県における障がい者スポーツ振興に貢献できるよう、鳥取県障がい者スポーツ協会と協力して取り組めます。

② 障がい者スポーツ教室活動及び支援

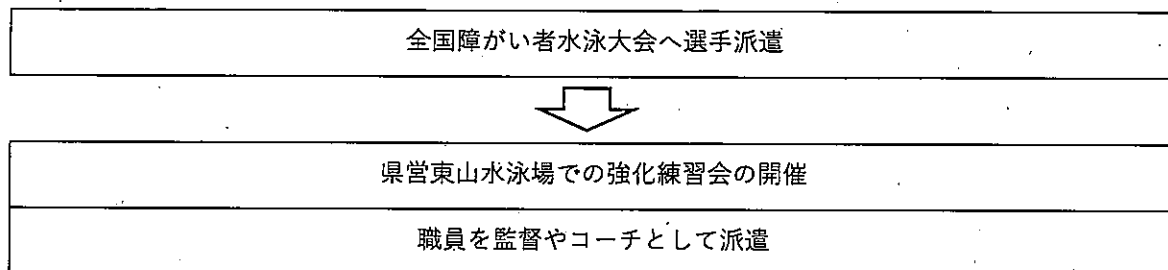
鳥取県障がい者スポーツ協会と連携し、障がい者の水泳大会を開催します。また、障がい者や高齢者が気軽に楽しめるようスポーツの機会を提供することと、障がい者が参加するスポーツ大会や講習会等へ職員を派遣するなど支援を行います。併せて、東山プールの減免規定にもありますが、利用者が障がい者である場合、本人及び介助者 2 名までは無料とします。



本人及び介助者 2 名までは無料 (減免規定による)

③ 全国障がい者スポーツ大会や強化合宿への派遣

水泳でも全国障がい者スポーツ大会へ参加される方があります。全国障がい者スポーツ大会や強化合宿への派遣については、障がい者スポーツの競技力の向上に寄与するため、様々な競技実績のある職員を監督やコーチとして派遣できるよう取り組みます。また、選手のため強化練習会を実施してまいります。



9 組織及び職員の配置等

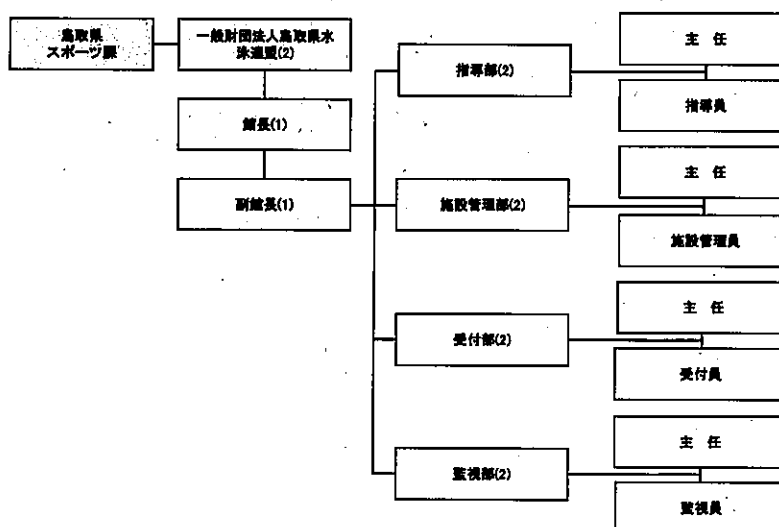
(1) 管理運営の組織

東山水泳場には、業務を熟知した水泳の専門家として、水泳アスリートを経験し、指導力に優れる職員（水泳指導員・公認コーチ）を多く配置しています。さらに、親切、丁寧な対応と迅速、積極的な行動を心がけ、つねに利用者の立場に立って、お客様目線で考え行動します。

① 責任体制

現場の総括責任者は館長とし、副館長を置くことにより常に総括できる責任者が常駐することで利用者への迅速な対応体制を確立します。また各部に責任者（主任）を配備させることでスムーズな業務管理を行います。

ア 組織図



② 雇用体制

スタッフの雇用は、地元住民の雇用を最優先とし、地域密着型施設を目指し鳥取県民の健康増進、社交場として地元にも愛される施設づくりをテーマに業務運営を行います。

③ 職員数と配置

総括責任者（館長・副館長）又は常勤者は、日本水泳連盟規則に精通し指導経験豊富な有資格者（日本水泳連盟プール公認規則に規定されているプール管理者）であり、本水泳場を熟知している職員を配置することで、利用者に混乱を与えないスムーズな管理運営を実現します。効率的な人員配置のため、各担当部署は兼務する場合があります。

職 員	主な業務内容	人 数	雇用方法
館 長	・業務全般の総括責任者 ・鳥取県との連絡調整 ・危機管理対策の徹底と安全研修の実施 ・利用者の管理・調査・対応	1名	職 員
副館長	・館長不在時の総括責任者 ・県担当者、業者との連絡調整 ・各部署主任との連絡・調整・管理 ・勤務管理・職員管理	1名	職 員
安全部	・定期的な安全研修の企画と実行 ・水上安全・救急法の資格取得 ・職員の泳力の向上 ・館内清掃・館内チェック	主 任1名	臨 時
指導部	・教室・イベントの立案・管理 ・教室指導・教室館員の管理 ・泳法・運動のアドバイス ・館内清掃・監視業務	主 任1名 指導員1名	職 員 臨 時
受付部	・受付業務 ・入場料金・教室授業料の管理 ・水泳教室入会・退会管理 ・利用者案内・説明・館内清掃	主 任1名 受付員1名	臨 時 非常勤
施設管理部	・水質・水温・室温の管理 ・設備機器点検・管理 ・薬品の管理 ・館内清掃	主 任1名 管理員1名	職 員 非常勤
監視部	・監視業務 ・傷病の応急処置 ・接客 ・館内清掃	主 任1名 監視員1名	臨 時 非常勤

(2) 職員の職種等

職種	雇用関係	1日の勤務 時間数	月間勤務日数	担当する業務内容	資格等	現在の職員の 継続雇用の可否	人件費 (千円)
館長	常勤	8時間	21日	管理責任者、防火管理者、会計責任者、機械管理	防火管理者 衛生推進者	継続雇用	5,288
副館長	常勤	8時間	21日	館長業務補佐、競技団体連携担当、職員研修統括、安全対策統括、環境管理統括、水泳教室指導	防火管理者 水泳コーチ1 スポーツ指導員	継続雇用	6,708
職員	常勤	8時間	21日	水泳教室指導統括、協力団体連携担当、健康運動教室指導、プール衛生管理	水泳コーチ4 公認競技役員	継続雇用	6,602
職員	常勤	8時間	21日	福利厚生統括、庶務、会計、受付、水泳教室指導、プール監視	水泳コーチ4 公認競技役員3 スポ協トレーナー	継続雇用	5,363
嘱託職員	常勤	8時間	21日	庶務、会計統括、受付、プール監視	水泳コーチ2 公認競技役員	継続雇用	3,230
嘱託職員	常勤	8時間	21日	施設・機械保守管理統括、委託業務監査	水泳コーチ3 障がい者スポーツ指導員	継続雇用	3,124
嘱託職員	常勤	8時間	21日	庶務、会計、受付、安全管理、水泳教室指導	健康運動実践指導者	継続雇用	3,106
嘱託職員	常勤	8時間	21日	庶務、安全管理、プール監視	健康運動実践指導者	継続雇用	2,939

(3) 日常の職員配置

ア 職員の半月分の勤務ローテーション

A/9:00~18:00 勤務 B/11:30~20:30 勤務 C/11:00~16:00 勤務

D/15:00~19:30 勤務 E/16:30~20:00 勤務

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
館長	準備	監視・事務	休憩	監視・事務・受付								
副館長				監視・事務	水泳教室	休憩	事務	水泳教室				
職員				監視・事務・受付	水泳教室	休憩		水泳教室				
職員	週休日											
嘱託職員	準備	監視・事務・受付	休憩	監視・受付				水泳教室				
嘱託職員				監視・事務・受付	休憩	事務		水泳教室				
嘱託職員	準備	監視	休憩	監視・事務・受付								
嘱託職員	準備	受付	休憩	監視・事務・受付								
非常勤			監視	受付	監視・受付							
非常勤								受付・監視				
非常勤								受付・監視				

勤務のローテーションは、労働基準法等の関係法令を遵守し、適正な職員配置を行います。なお、館長不在の場合に事故や事件災害等が発生した場合には緊急連絡網を使用し、館長ならびに県水泳連盟事務局に連絡・報告し、1次対応が遅れないようにします。

- ・上記勤務表を基に、その他増員が必要な場合は迅速に対応します。
- ・下記の体制を基本とした配置をします。大会等の規模や利用者の状況により、更に増員をし、運営面・安全面で万全の体制をとります。

総括責任者	1名
監視員	2～3名
受付	1名
施設員	1名
指導員	3～4名

利用状況に合わせ兼務する場合がある

- ・責任者は9時間拘束（60分の休憩）8時間労働とする。
- ・職員は9時間拘束（60分の休憩）8時間労働を基本に勤務シフトを作成し、週のローテーションを組むことで効率の良い人員配置を行う。

(4) 人材育成

東山水泳場は、幼児から高齢者・障がい者などの全ての県民が平等、公平に利用できる施設であり、スポーツを通じての社会教育の場でもあります。また、何にも増して、『施設の安全』が優先されなければならないことを認識し、体系的な研修を実施していきます。

そのため図のように、「安全性・公共性」の理解と実践を基本的な研修課題としながら、その上に「快適性・利便性」に関する研修、更に「専門性・特殊性」に関する研修を実施していきます。スタッフ全員が基本的な事項をシェアします。

引き続き、スタッフ共通の研修を実施します。指定管理業務の研修については、下に記載する研修の他にも、打合せ・確認作業など膨大な時間と労力を要することを十分に認識しております。

ア 基本研修

指定管理者として必要最低限の知識と技術を習得します。特に安全性・公共性に係る内容は、全てのスタッフが共通理解をするように研修・教育をします。新規採用者・赴任者も同様の研修を施します。

※地元消防署に依頼をし、従事スタッフ全員が「普通救命技能講習会」を受講します。

イ 互いの能力や施設全体の能力を高める研修

スタッフが一丸となって業務の改善に取り組むことで、利用者の快適性・利便性を向上させていきます。その取り組みを円滑に行っていくために「グロウアップ研修」「バリューアップミーティング」などを実施し、業務内容の共有・問題意識の共有を図ります。

グロウアップ研修

外部から教育担当者や講師を招聘して、専門分野についてのレクチャーと実地研修を行う「グロウアップ研修」を開催します。このことによりスタッフの能力向上を図るとともに、幅広い業務知識を習得（マルチスタッフ化）し、高次の視点で日常業務に携わることが出来ます。

バリューアップミーティング

日常的な打合せと同時に、東山水泳場の現状や問題点、改善案について話し合う「バリューアップミーティング」を1週間に1度を決めて行います。

これにより常に改善意識を持ったモチベーションの高いスタッフを育成します。担当スタッフの声を運営に生かすボトムアップを重要視した取り組みです。

職員の能力向上のための考えられる研修

研修項目	研修の概要	研修の形態
施設の掌握	施設の場所・機能・概要の理解	現地確認、パンフレットで確認
施設機能、機器操作	主な設備の掌握と緊急時の操作の確認 異常、故障があった場合の対応について	機器取扱説明書、現場確認
接客接客研修	スタッフの接客接客の能力を高める	講演会参加
人権研修	スタッフの人権感覚を高めるとともに実践力を育成する	講演会参加
セクシュアルハラスメント パワーハラスメント研修	個人の尊厳を不当に傷つけないよう人権意識を高める	講演会参加
不審者対応研修	職員の安全確保を図り予防的措置を講ずる	講演会参加
救命救急法と傷病者扱い研修	水泳場内でいざといった時の行動が迅速にでき人命を損なわないようにする	実演形式
防災・防火教育研修	地震や火災などがあった場合に避難行動等迅速に行動できるよう訓練する	実演形式
危機管理教育研修	防犯、防災、その他の危機管理ができるよう行動訓練をする	講演会参加、実地訓練
個人情報保護、守秘義務研修	個人情報の扱い、漏洩等が起こらないよう取り扱いについて研修する	講演会参加、マニュアルにより内部研修
スポーツ指導員研修	スポーツ指導に係る資格取得研修	講演会参加
障がい者スポーツ指導員研修	障がい者スポーツに係る資格取得研修	講演会参加
コーチ研修	水泳指導全般に係る資格取得研修	講演会参加

10 委託、工事請負の発注予定

(1) 委託事業発注業者

委託、工事請負の発注にあたっては、一般競争入札により受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行に努めるとともに、県内業者等の健全な育成も考慮し、適正な競争性の確保に取り組んでいきます。なお暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者等については排除します。小規模のものは、随意契約とします。

① 業務関係

種 別	業者名	時期・回数	期間	金額（円）	選定方法
消防設備点検		年2回	R4.4.1～R9.3.31	年額 135,000	指名競争
浄化槽		年2回	R4.4.1～R9.3.31	年額 19,580	随意契約
ろ過機点検		年2回（6月、10月）	R5.4.1～R6.3.31	年額 475,200	随意契約
警 備		通 年	R4.4.1～R9.3.31	月額 27,500	指名競争
空調機		年2回	R4.4.1～R9.3.31	年額 548,900	随意契約
水質・空気検査		水質検査・・・毎月 空気検査・・・2か月に1回	R5.4.1～R6.3.31	年額 405,240	随意契約
更衣室等清掃		年20回の水泳大会後 1回2時間3人役	R5.4.1～R6.3.31	1回 5,908	随意契約

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託注予定

東山水泳場では、屋内外のプールで合わせて年間約 20 大会が開催されます。その折に更衣室等の清掃を委託したいと考えます。また、施設の敷地内外の除草作業を年 3 回予定しています。

種 別	内 容	期 間	発注先	選定方法
清掃	更衣室等の清掃 （年 20 回予定）	R4.4.1～R5.3.31		随意
除草	敷地内外の除草 （6 月・8 月・10 月）	R4.4.1～R5.3.31		随意

11 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

組織運営体制は現行をベースとし、引き続き次期指定管理期間に管理業務を実施します。

(2) 館内の禁煙・分煙について

館内、敷地内とも禁煙スペースとしています。

(3) 社会貢献活動

私たちは、「社会貢献すること」を理念のひとつとして、以下のような地域振興、支援活動をおこないます。

① 地域活性化への貢献

委託業務や修繕、消耗品の購入などについては、県内事業者への発注につとめ、鳥取県の経済活性化への貢献に取り組みます。また、新しく職員の雇用が必要となった場合は、鳥取県出身者を積極的に採用し、地域に根差した管理運営に取り組みます。

② 職場体験・インターンシップの受け入れ

県内の中・高生の職場体験および大学生のインターンシップの受け入れについては、積極的に協力していきます。

③ 障がい者就労施設およびシルバー人材センターへの支援

障がい者就労施設の支援については、今後、さらに積極的に障がい者や高齢者の就労機会の確保に取り組みます。

(4) 地域との連携における施設利用

東山水泳場にはホール1（1階ロビー）、観覧室(2階)、会議室（2階）等のスペースがあります。このスペースを利用して、保幼、小中学校、高等学校、地域の方々など地域の交流の場としたいと考えます。

これまでも保育園の幼児作品の展示、同保育園の参観日、地域の方のクラブの作品展示会

等を開催してきました。今後も引き続き、利用者、地域の小中高生、地域の方の交流の場として利用していきます。

スペース利用で考えられるもの
○ スポーツ選手の栄光の軌跡展、歴史展
○ 保育園幼児のある作品展、参観日
○ 中学校生徒（中文連）、高校生（高文連）の作品展
○ 地域の公民館活動での利用
○ 障がい者支援施設のパン等の即売会
○ 書道展
○ eスポーツの開催
○ フィットネスクラブでの活用
○ いけばな展

(5) 駐車場について

ア 利用者の方の駐車場について

県営東山水泳場の駐車場は米子市の公園の駐車場を借用しています。従って、管理は米子市ですが、利用者には丁寧に使用して頂き、ごみなど出さないようお願いしています。

また、ハートフル駐車場等、東山水泳場付属のものがありますが、米子市の体育館利用者にも利用いただいています。

清掃等は常に行い、安全に利用できるようにしています。冬季には、私たちがプールへの道筋の除雪を業者に頼ることなく行っています。

イ 職員の駐車場使用について

指定管理者の職員および業務の委託を受けた職員が、通勤のために米子市運動公園付属の駐車場を利用する場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び米子市公有財産規則（平成 17 年米子市規則第 42 号）第 21 条第 3 項（第 25 条において準用する同規則第 21 条第 3 項）の規定により行政財産使用許可申請書を提出し許可を受け使用し、月々使用料の支払いを行います。

(6) 鳥取県営東山水泳場

【施設概要】

構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て・・・一部鉄骨構造 屋根カラーアルミ長尺瓦棒葺
-----	---

建築面積	2,970.68 m ² (延面積 4,429.02 m ²) 1 階床 屋内 2,649.37 m ² 飛込 256.00 m ² 2 階床 961.90 m ²
工 期	飛込プール S55.11.4～S56.7.30 競泳・屋内プール S56.12.25～S58.5.28
施 設	(1) 飛込プール (公認 大きさ 22m×22m 水深 5m～5.2m) 10m…1 基 3m…2 基 7.5m…1 基 1m…2 基 5m…1 基 練習台…2 基 (2) 50mプール 9 コース (公認 50m×23.8m 水深 1.4m～1.5m) (3) 25mプール 7 コース (室内 25m×16m 水深 1.1m～1.3m) (4) 幼児プール (10m×5m 水深 0.6m～0.63m) (5) 観覧席 50mプール 1,000 人固定席 540 m ² 芝スタンド 294 m ² 飛込プール 芝スタンド 189 m ²

【水泳場使用について】

開館時間	25mプール 午前10時から午後8時まで 50mプール 6月15日から9月15日までの午前10時から午後5時まで ※7月20日から8月31日までは午後6時まで
休業日等	毎週水曜日 年末・年始休業 (12月29日から1月3日まで)
プール使用についてのお願い	
	(1) 安全のため自分の責任において、健康状態を確認してからお入りください。 (2) 場内では、すべて係員の指示に従ってください。 (3) 小学生3年生以下は、入水できる保護者の同伴が必要です。 (4) 高校生・学生の方はプール利用券等の購入時には、学生証の提示をしていただくことがあります。 (5) 次のような方は、入場を遠慮してください。 1 伝染病・心臓病・皮膚病などの疾患や、高・低血圧などで医師から水泳が不相当とされている人。 2 酒気をおびている人。 3 熱のある人、体調のあまりよくない人。 (6) 施設内外はすべて禁煙です。プールサイドはすべりやすいので走らないでください。プールサイドでの飲食はできません。補水の場合は認めます。 (7) 場内では、風紀を乱す行為や、悪ふざけ、他人に迷惑をかけるような行為はしないでください。 (8) プールに入る前には、シャワーをじゅうぶんに浴び、準備体操をしてください。 (9) 化粧品・整髪料等を使用している方は、プールに入る前に必ず落としてください。 (10) 入水時は、水泳帽（プールキャップ）の着用が必要です。プールサイドでは、必ず水着の着用をしてください。 (11) 飛込、潜水はおやめください。 (12) けがをした場合、気分が悪くなった場合、不愉快な行為を受けた場合は、すぐ係員にお知らせください。 (13) 浮輪・水中メガネ・シュノーケル等の遊具（競泳用ゴーグルを除く）を持ち込まないでください。 (14) カメラ・携帯電話・ビデオカメラ等による撮影は、特別な場合を除いて禁止です。 (15) 貴重品・衣類等の紛失・盗難については、一切の責任を負いませんので、各自で注意してください。

Tottori Prefectural Higashiyama Pool Policy and Rules

Opening hours

- 25m pool 10:00 to 20:00
- 50m pool 10:00 to 17:00(15 June to 15 September)
※10:00 to 18:00 (20 July to 30 August)

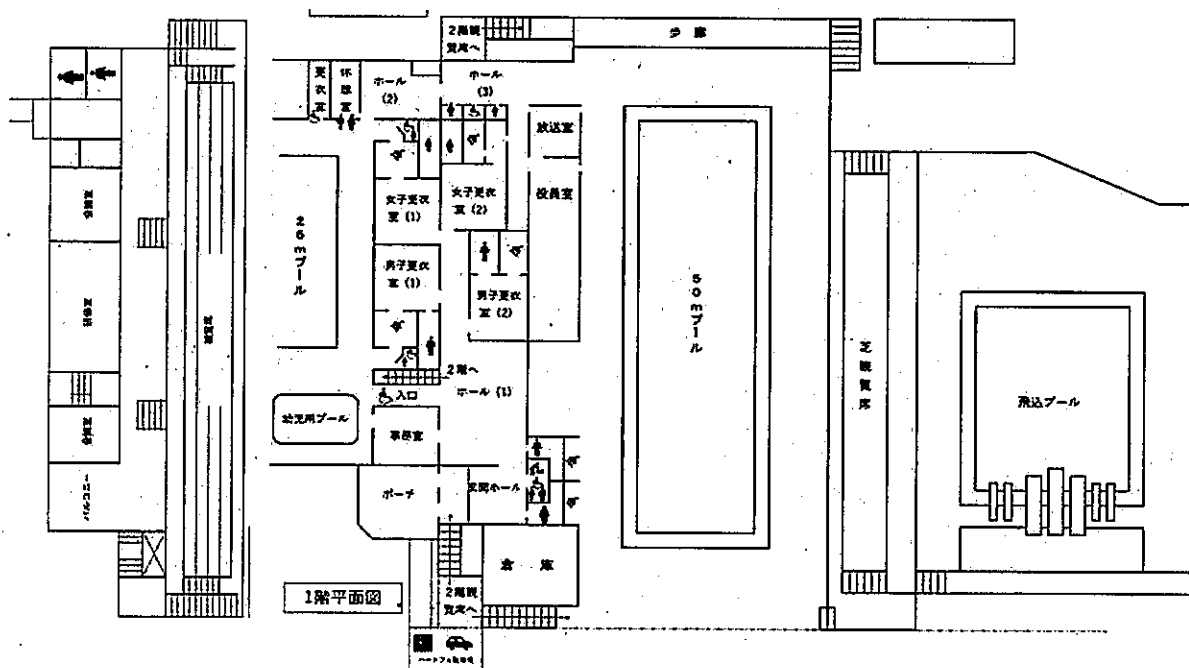
Closure

- Every Wednesday
- Year end (29 to 31 December)
- New year (1 to 3 January)

Policy and Rules

- (1) Swimming is at your own risk.
- (2) Please follow pool staff instruction.
- (3) Children under the age of 9 must be accompanied by a responsible person.
- (4) Please show student card at the entrance if you are high school, college or university student.
- (5) Please refrain from entering the pool if you are:
 - 1 suffering from contagious, heart disease, skin infection, high or low blood pressure or other health problems without prior medical consultation and permission from your doctor.
 - 2 under the influence of alcohol
- (6) No running, smoking, food or drinks in the poolside. But water supply is fine.
- (7) No boisterous, rough play or any similar behavior in this facility is prohibited. Please inform pool staff immediately if you see any of these behaviors.
- (8) Please shower before entering the pool.
- (9) Please remove makeup or hairstyling product before entering the pool.
- (10) Please wear swim cap before entering the pool.
- (11) No jumping into the pool and diving in the pool.
- (12) Please inform pool staff immediately of injury or sickness for first aid assistance.
- (13) Don't bring floating ring, diving goggles and snorkel, or any play equipment (except training equipment).
- (14) Shooting by any devices is prohibited except special cases.
- (15) We are not responsible for theft or loss of any personal belongings.

【水泳場平面図】



12 令和7年度 収支計画書

令和7年度 鳥取県営東山水泳場の管理業務の実施に係る収支計画

収 入 (千円)			支 出 (千円)		
番 号	項 目	金 額	番 号	項 目	金 額
1	事業収入(施設使用料)	4,300	1	人件費	37,480
2	事業収入(水泳教室)	15,150	2	賃金	4,250
3	事業外収入	400	3	消耗品費	3,900
4	指定管理料	59,485	4	ガス代	13,543
5	指定管理料追加(人件費)	1,925	5	水道代	6,500
6	指定管理料追加(水光熱費)	6,918	6	電気代	13,400
利用者数見込み 55,000 人			7	修繕費	3,000
			8	印刷製本費	300
			9	委託料	300
			10	使用料及び賃借料	200
			11	備品購入費	600
			12	旅費交通費	160
			13	保険料	160
			14	手数料	2,000
			15	公課費	2,000
			16	図書研修費	15
			17	雑費	200
			18	通信費	170
			19		
			20		
			21		
			22		
			23		
			24		
			25		
		88,178			88,178

(参考様式 4)

令和7年度 東山水泳場施設職員に係る処遇改善計画

(単位:円)

令和7年度処遇改善に係る上限額 A	前年度処遇改善計画上の 処遇改善後人件費		令和7年度処遇改善後人件費		処遇改善額 D (C-B)	処遇改善率 D' (D/B)	給与月額改善額 E (C'-B')	給与月額改善率 E' (E/B')	処遇改善に係る 予算執行率 (D/A)	令和7年度 処遇改善に係る 指定管理料
	年間人件費 B	平均給与月額 B'	年間人件費 C	平均給与月額 C'						
1,925,000	44,074,000	166,805	45,999,000	178,343	1,925,000	4.4%	9,598	5.7%	100.0%	1,925,000

※B、C欄には、基本給、賞与、時間外手当等の各手当、事業所負担の社会保険料等の法定福利費を含む人件費総額を記入すること。

※B'、C'欄には、基本給、時間外手当等の各手当を含む1人あたりの平均給与月額を記入すること(賞与を除く)。

※「処遇改善に係る指定管理料」は、「処遇改善に係る上限額 A」の範囲内とする。

※初年度分については、「前年度処遇改善計画上の処遇改善後人件費」を「令和n年度収支計画」とする。